

会 議 録

会議の名称		令和3年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会		
開催日時		令和3年(2021年)6月17日(木) 13時30分から15時		
開催場所		つくば市本庁舎2階 防災会議室2		
事務局(担当課)		障害者地域支援室・地域包括支援課		
出席者	委員	つくば国際大学椎名委員、つくば法律事務所山田委員、つくば公園通り司法書士事務所小川委員、とよさと病院萩原委員、認知症の人と家族の会宮原委員、つくば精神保健福祉会やすらぎの会塚本委員、つくばライフサポートみどりの原口委員、つくばケアマネジャー連絡会森本委員、つくば市民生委員児童委員連絡協議会根本委員、つくば市社会福祉協議会長委員		
	事務局	福祉部津野部長、障害福祉課根本課長、地域包括支援課会田課長、障害者地域支援室福田室長、佐々木主任、地域包括支援課藤田係長、松尾係長、竹林主任、つくば市社会福祉協議会小又次長、つくば成年後見センター河原井所長、國府田主事		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0 人
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第5条第1号の個人情報を含むため		
議題		令和3年度つくば市成年後見制度推進事業の枠組みについて		
1. 開会				

会 議 次 第	2. あいさつ 3. 委員自己紹介 4. 協議事項 令和3年度つくば市成年後見制度推進事業の枠組みについて 5. その他 6. 閉会
------------------	-----------------------------------------------------------------------------------

会 議 録

会議の名称		令和3年度第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会		
開催日時		令和4年(2022年)3月17日 開会 10:00 閉会 11:30		
開催場所		防災会議室3		
事務局(担当課)		障害者地域支援室、地域包括支援課		
出席者	委員	椎名清和、山田昌典、小川直宏、萩原直木、宮原節子、塚本武志、森本匡博、佐久間弘一、原口朋子、長卓良		
	その他	水戸家庭裁判所土浦支部書記官 成島千香子		
	事務局	障害福祉課 : 根本課長 障害者地域支援室 : 福田室長、佐々木主任 地域包括支援課 : 会田課長、松尾係長、竹林主任 つくば市社会福祉協議会 : 河原井所長、國府田主事		
欠席委員		後藤真紀、根本けい子		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		会議次第のとおり		
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 協議事項 (1) 令和3年度事業報告 (2) 令和4年度事業計画 4 その他 5 閉会			

令和3年度 第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会 議事録

つくば市福祉部障害者地域支援室 福田室長（以下、福田室長）：

本日は公私ともにお忙しい中、委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。
開会にあたりまして、つくば市福祉部障害福祉課長の根本より挨拶を申し上げます。

つくば市福祉部障害福祉課 根本課長：

つくば市成年後見制度推進事業運営委員会委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

つくば市成年後見制度利用促進基本計画のもと、本年度から権利擁護の地域連携ネットワークの中核機関が指導しまして、成年後見制度を必要とする方が適切な支援を受けられるよう取り組みを進めて参りました。

本日は、本年度の事業報告、来年度の事業計画についてご説明差し上げる予定となっております。

委員の皆様には忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、今後の事業推進に生かしたい所存でございますのでご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

以上簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

福田室長：

ありがとうございました。

なお本日は後藤委員と根本委員、お2人がご欠席というご連絡をいただいております。

また、オブザーバーとして、水戸家庭裁判所土浦支部書記官の成島千香子様にもご参加いただいております。オンラインとなります。成島様どうぞよろしくお願いいたします。

最後に私、本日の進行を務めさせていただきます、障害者地域支援室の福田と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

つくば市成年後見制度の推進事業運営委員会の設置要綱。

第5条の2項におきまして、委員長は委員会を代表し、会を総理するところとなっております。これ以後の委員会の議事進行につきましては、椎名委員長の方からよろしくお願いいたします。

つくば国際大学准教授 椎名清和委員長（以下、椎名委員長）：

それでは、議事を始めさせていただきます。

議事に入ります前に、本委員会は公開会議といたします。

ご賛同いただける方は拍手をお願いいたします。

ありがとうございます。

それでは本委員会は、公開会議といたします。

また本日はオンライン併用の会議となります。

市の基準上、個人情報については話題とすることができませんのでご留意いただけますようお願いいたします。

では最初に、本日の資料について事務局から確認をお願いいたします。

福田室長：

それでは、委員の皆様方には事前にお送りしております資料についてご確認をお願いいたします。

たくさん資料がございますが、まず本日の会議運営委員会の次第でございます。

この運営委員会の委員名簿がございますでしょうか。

並びにこの運営委員会の実施要綱と、この運営委員会の設置の要綱もご確認いただければと思います。

続きまして資料ナンバーが、1のものと2のものがございまして、資料1-1から1-5までございます。

資料1-1は、令和3年度つくば市成年後見制度推進事業の報告書になっております。

1-2、1-3、1-4につきましては、つくば市成年後見制度利用支援事業の実施要綱の改正に係るところの資料になってございまして、1-2は、改正の概要を示したもの、1-3はその新しい実施要綱でございます。

1-4につきましては新旧の対照表をおつけしているところです。

1-5につきましては報告の中では、社会福祉協議会さんの受託されている推進事業に関する報告書類となっております。

続きまして資料2になりますが、2-1、2-2とございます。

こちらは、来年度令和4年度に関する推進事業に関して市の報告のものと、当事業を受託していただいておりますつくば市社会福祉協議会さんの方の報告となっております。

また参考資料としてつくば市成年後見センターにおけるその他の事業の方の内容のものもつけております。

以上でありますけれども何か不足等はございませんでしょうか。お手元にごございますでしょうか。

オンライン参加の委員の皆様の方でも、もし何かございましたらお声掛けもしくはチャット等でご連絡いただくと幸いです。以上です。

椎名委員長：

それでは議事に入りたいと思います。

次第の3、協議事項の両括弧、1番目として令和3年度事業報告について事務局から説明をお願いいたします。

つくば市福祉部地域包括支援課 竹林職員（以下、竹林職員）：
地域包括支援課の竹林と申します。

令和3年度つくば市成年後見制度推進事業報告を申し上げます。

資料1-1事業の目的をご覧ください。

書面に記載の通り、本事業は、認知症、知的障害、精神障害により判断能力が低下し、財産管理、福祉サービス利用の契約行為を行うことが著しく困難となった方の権利侵害の予防、権利行使の支援を行うことにあります。

また、その方の権利を守る援助者に対しての支援、及び一般市民に対する成年後見制度の普及啓発を通して制度の利用促進を図ることを目的としております。

事業の実施内容です。

成年後見制度利用促進に向けた体制整備。

つくば市社会福祉協議会に事業委託した推進事業の実施。

成年後見制度利用の総合相談業務。

市長申し立ての手続きの実施。

つくば市成年後見制度利用支援事業の実施を行いました。

実績は、成年後見制度利用促進に向けた体制整備として、令和3年6月に本運営委員会を開催しております。

この運営委員会では、令和3年4月から運用開始をいたしました、つくば成年後見制度利用促進計画についての説明の場といたしました。

毎月第2木曜日の午後に市担当職員五名とつくば成年後見センター職員二名が参加して、つくば市成年後見制度利用促進定例会を開催しております。

この定例会では市とつくば成年後見センターの月例報告を行い、また中核機関の業務や市民後見人等の活用等についても議論を行っております。

つくば市成年後見制度利用推進事業の実施につきましては、書面に記載しました通り、つくば市社会福祉協議会に、成年後見制度の普及啓発業務、利用支援業務、成年後見人等の受任者調整支援業務、市民後見人養成支援業務、地域連携ネットワークの構築業務及び法人後見受任業務等を委託しております。

詳細につきましては、後程つくば市社会福祉協議会から説明がございますので、そちらをお聞きください。

成年後見制度利用の総合相談業務に関しましては、令和4年1月末現在、障害関係が41件、高齢関係が180件の相談を受けました。

つくば市内6ヶ所にごございます委託地域包括支援センター、市内4ヶ所の障害者相談支援事業所での相談件数を含みます。

この相談件数に関しましては、昨年度の3分の1ほどになります。

減少の要因といたしましては、令和3年度つくば成年後見センターが中核機関としてスタートし、成年後見制度に関する総合相談業務を担うようになってきたからであると分析し

ております。

市長申し立ての手続きの実施につきましては、今年度3件の申し立てを行いました。

内訳は障害福祉課で1件、地域包括支援課で2件となります。

その他、地域包括支援課で申し立て準備中に対象者が亡くなられたのが2件。

申し立て準備中に、親族が引き取られた事例が1件ありました。

続きまして、つくば市成年後見制度利用支援事業の実施につきましてご説明いたします。

資料1-2と併せてご覧ください。

今年度、つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱を改定いたしました。

改定しましたのは、書面に記載の通り報酬助成金の支給対象者に関する点、施設等に関する点、申請手続き等に関してです。

報酬助成金の支給対象者については、報酬を負担した後の収入が、最低生活費より少なく、かつ、世帯の預貯金、現金等は最低生活費の3ヶ月分より少ないものに変更しました。

また、被後見人等がなくなった後、後見人等が給付金の支給を受けられることとしました。

ここで言う最低生活費とは、資料3ページの注釈に記載の通り、生活保護法に基づく保護の基準に規定する生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助の月額額の基準の合算額を言います。

この項目について改定を行いました理由は、以前の要綱では要保護者に準ずるものと規定していました。この要保護者に準ずる者という表現が不明瞭で、支給対象かどうかを後見人等が判断する際にわかり辛かったため、明確にいたしました。

また書面にありますが、他市町村の住所地特例により転入したのものについては助成の対象外としました。この住所地特例について説明をさせていただきます。

介護保険法では、原則として被保険者の住所地市町村が保険者となると規定されております。

しかし、この原則通り運用すると、介護保険施設が多い市町村ほど介護保険給付費が増大し、介護保険財政を圧迫することとなり介護保険施設等が少ない市町村と財政上の不均衡が生じてまいります。

こうした事態を回避するために、住所地特例が設けられております。

被保険者が、他市町村の施設に入所等して施設所在地に住所を変更した場合には、施設所在地の市町村ではなく、施設等に入所する前の住所地市町村が被保険者になります。

これを受け、住所地特例で当市に編入したものについては、支給対象外としました。

施設等に関しては、要綱第2条で報酬助成金の額が最大1万8,000円となる施設の範囲を拡大し、介護老人保健施設、介護医療院、グループホーム、ショートステイ、有料老人ホーム、サービスつき高齢者向け住宅も施設に含むこととしました。

施設の範囲を拡大した理由としては、以前の要綱では在宅の扱いとなっていた施設は生活実態としては、施設に該当することから、実態に合わせこれらの施設も施設の範囲内としました。

申請手続きについては、資料1-2、1ページの最終行に記載の通り、申請書に返還する事項を記載するとともに、裏面の削除、給付金を助成金に改める、第8条で改定した表現への訂正等、文言の改定を行いました。

この実施要綱による助成金の支給は、報酬助成金と支給件数が障害者地域支援室で2件、地域包括支援課で1件、合計3件となります。

また、申立費用の助成金の支給は、地域包括支援課で1件、その他報酬助成金支給準備中が障害者地域支援室で1件となっております。

成果といたしまして、今年度、令和3年4月に地域連携ネットワークを担う中核機関を設置し、関係機関が相互に連携協力し協議を行うことができました。

二つ目として、成年後見制度の市長申し立て及び報酬助成金等の支給を行い、被後見人の権利擁護を図ることができました。

令和3年12月には、地域包括支援センター職員、ケアマネージャー、障害者相談支援専門員を対象とした支援者向けの成年後見制度及び日常生活自立支援事業研修を実施し、その中で、高齢分野の専門職と障害分野の専門職の意見交換の場を設け、地域共生社会の実現に向け、地域の支援者間の連携構築を進めることができたと考えております。

最後に課題として、書面に記載の通り2点を挙げました。

第1点として、施設や支援者らの価値判断が先行し、成年後見制度利用を検討している事例があり、対象者の意思決定支援が不十分な場合があります。

対象者の意思決定支援に関しまして、今後、各種ガイドラインをもとに共通認識を図っていく必要があると考えております。

第2点として、令和元年度に市民後見人養成講座を修了した18人のうち、つくば市社会福祉協議会が受託した法人後見事案の後見支援員として4名が活動している状況であり、市民後見人としての活動に至っていないのが現状です。

今後、当該養成講座修了者の活用を十分に検討していく必要があると考えています。

これらの課題につきまして、令和4年度に改善を図り、つくば成年後見センター、各関係機関と連携し、権利擁護、成年後見制度利用促進がなされる地域づくりを進めて参ります。

以上で、令和3年度の成年後見制度推進事業の報告となります。

つくば市社会福祉協議会 つくば成年後見センター 河原井氏（以下、河原井氏）：

続きまして、つくば市社会福祉協議会からご報告を申し上げます。

本事業担当の河原井と申します。よろしくどうぞお願いいたします。

なお、一部詳細事業につきまして同行しております、国府田すずなの方からもご報告を申し上げます。よろしくどうぞお願いいたします。着座にて失礼いたします。

資料としましては資料1-5をご覧くださいと思います。

この記載内容につきましては資料1-1、つくば市報告の2ページの(2)に記載があります、つくば市成年後見制度推進事業の実施、に紐付けられているものでございます。

それでは報告対象期間としましては令和3年4月1日から翌年1月31日までを基本とさせていただきます。一部、2月の1日までということも記載しておりますので、よろしく願いいたします。

まず受託業務概要につきましては、つくば市報告と重複いたしますので省略させていただきます。

2の実施体制でございます。

本会につくば成年後見センターを設置させていただきまして、本事業及び日常生活実施支援事業を実施することで、包括的な権利擁護の実施を行っております。

実施体制といたしましては、職員として所長1名、常勤兼務の社会福祉士、それから専門委員として2名、常勤の専任でございます。両方とも社会福祉士でございます。うち1名は臨時職員として雇用してございます。

本年度の1月までの総評でございます。

3の総評ですが、つくば成年後見センターが、権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの中核機関として位置付けられました。

これに伴いまして委託業務が、中核機関業務それから法人後見業務に大きく整理されたのが本年度の特徴でございます。

そしてその中核機関業務としての総評でございますが、保健・医療・福祉・司法による地域権利擁護の枠組みであります地域連携ネットワーク、本委員会もその主たるものでございますが、を運営する中心機関である中核機関としまして広報業務を実施させていただきました。

それから、相談業務では、相談件数が1月末時点で626件ということで、前年度同期比で344件の増ということで大きく伸びました。

さらに、受任者調整支援業務としましては、つくば市成年後見制度利用支援会議を立ち上げさせていただきまして、各専門家にご参加をいただき、成年後見申立事案に対する候補者の推薦を実施しました。

そして相談支援チームによる検討段階から専門職委員に加わっていただきまして、専門的なアドバイスをいただきながら、効率的にケースの検討会議をさせていただきました。

それから大きな柱の二つ目、法人後見業務でございます。

本会が成年被後見人等として活動するもので、新たに2件、合計しますと、8件の受任をしております。

身上保護を中心としました貢献活動を実施しました。

市民後見人養成講座修了生のうち、希望者が、法人後見支援員として身上保護の見守り活動に従事いただいております。

先ほどの市の報告でありました4名の方々でございます。

ページめくりますと2ページでございます。

その他、としまして、成年後見制度利用促進に関することとしまして、本事業の円滑な実施

のために業務調整の場とし、毎月つくば市成年後見制度利用促進定例会を実施させていただいております。また、本成年後見制度の利用促進に係る様々な業務調整をさせていただいております。

また、市の出前講座の説明にもありましたように、連携をして各啓発に努めさせていただいているところでございます。

以上が今年度の大きな特徴として総評とさせていただきます。

次からは4.業務報告とさせていただきます。業務の詳細について国府田の方からご説明を申し上げます。

つくば市社会福祉協議会 つくば成年後見センター 国府田すずな氏（以下、国府田氏）：社会福祉協議会の国府田です。

業務報告について私の方から報告させていただきます。

まず、中核機関業務として、成年後見制度の広報活動を行いました。

具体的には研修会を開催いたしました。

7月には成年後見制度市民研修会として、弁護士の吉岡先生に成年後見制度の開設と活用、また任意後見制度につきまして、社協職員の方から説明する研修会を開催しています。

コロナ禍のため、会場での参加は9名でしたが、つくばシティプロモーション公式 YouTube にて、動画を公開し、66回再生されています。

また、終活に関連した講座を設定しテーマ別講座として、各界の専門家の先生にご講義いただきました。

こちらは会場での参加 36名のほか、YouTube こちらは、筑波社会福祉協議会の公式 YouTube チャンネルがこの時期に開設されましたので、そちらにて限定公開という形で公開しており、2月21日現在で327回再生されています。

そのほかにも、成年後見制度利用の入門窓口として、ビデオ上映を加えて説明をする成年後見制度入門講座を開催いたしました。

研修のほかにもパンフレット、ポスター等の配布を行っています。

活用ハンドブックの更新をし、内容の改定を行いました。

こちらの活用ハンドブックはホームページで、ダウンロードできるようになっているほか、適宜関係機関に配布しています。

その他、チラシ等配布をしているのと機関発行物の配布をし、成年後見制度の利用促進の広報活動を実施しています。

次に、成年後見制度の相談業務につきましては、こちらの表にあるような形で障害・高齢ともに相談件数が増えています。

対象者や相談者の属性、相談内容、対応方法については表の通りとなっておりますのでご確認いただければと思います。

次に、成年後見人等の人員調整支援業務ですが、利用支援会議を開催いたしました。

委員 8 名で構成されており、今年度は 2 回開催されました。

それぞれ親族申し立て 2 件に対する成年後見人等の候補者調整、第 2 回では市長申し立ての候補者調整、親族申し立て 2 件に対する候補者調整を行っています。

またこの会議にて、推薦いただいた先生とその後、申立人との調整等も社協の方で対応しています。

また市民後見人養成及び支援業務としまして、先ほど説明がありましたが見守り活動について、希望があった方に支援活動をお願いしています。

また令和 4 年 3 月にはフォローアップ研修を実施いたしました。

社福士会の竹内会長にご講義いただきまして、こちらも復習のために YouTube に限定で動画を配信しております。

後見人の支援業務については、来年度から実施を予定しています。

また地域連携ネットワークの構築業務としまして、つくば市成年後見推進事業運営委員会の共同開催を行っています。

次に法人後見業務ですが、法人後見受任審査会を実施し、本会で法人後見を受任するかどうかご審議いただいています。

今年度は 3 回開催し、任意後見についての審議や市長申し立ての事案について、それから親族後見人の申し立てについてのケースで審議いただいております。

受任状況としましては昨年から 2 件増えて、現在 8 件受任をしております。

また、主な活動としましては、今年度、新型コロナウイルスのワクチン接種について、同意が必要などころがありましたので対応しております。

それから施設入所の契約をされた方がいたので、これについても対応しております。

その他、成年後見利用促進に関することとしまして、以下のような研修会に参加をし、勉強しているところです。

また地域の方々にも、記載の通り、説明会を実施し、出前講座を実施しております。

こちらからは以上です。

河原井氏：

9 ページに飛ばしていただきまして、まとめとさせていただきたいのですけれども、本会から見た成果ということでご説明を申し上げます。まずアでございます。

つくば成年後見センターは県地域権利擁護ネットワークの中核機関として位置付けられました。

従来の相談業務に加えまして、申立人の支援として、成年後見人等の受任者調整支援業務が新たに加わりました。

医師、弁護士、司法書士、社会福祉士等の成年後見制度専門職のご協力をちょうだいしまして、令和 3 年 6 月につくば市成年後見制度利用支援会議を設置し、受任者調整を実施いたしました。

そしてもう一つの成果でございます。

任意後見契約に対応するために、任意代理契約であります、本会が実施するあんしん生活支援サービス、これも含めましてですね、任意後見契約の契約締結を初めて実施いたしました。権利擁護に関する市民の将来不安に対処、対応するための取り組みが始まったというところが成果でございます。

それから、それに対する評価でございますけれども、アとしまして、啓発業務でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、集合研修の開催が非常に難しい状況となりました。

そのため、インターネットを利用したオンデマンド配信等の工夫によりまして、会場聴講者のほかに、相当数の閲覧申し込み者があるなど、一定の効果を上げられたと考えております。それから、イでございます。

相談利用支援業務につきまして、前年度実績を大きく上回る相談支援件数となりました。市民や関係機関からの役割期待が大きいことがうかがえる内容でございます。

それから、ウでございます。

法人後見業務は、親族申し立ての相談利用支援から成年後見人等に就任、それから審判後の報告等や活動の蓄積と定期報告など、一連の事務的な流れを経験することができました。この経験によりまして、相談者に対する具体的なアドバイスに展開するようなことができるようになりました。

それから、エでございます。

成年後見制度利用促進基本計画に関する業務は、委託地域包括支援センターと連携しまして、支援機関のチーム化など中核機関業務の円滑な運営を行っております。

最後 10 ページになります。本会として見る課題でございます。

アでございます。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から啓発手段の制限、それから法人後見業務での本人面会等の制限、この影響が非常に大きかったことがあります。

次年度はそうしたことをも踏まえまして、より対人支援が本格的にできるように、そして啓発が広まるように工夫をしていきたいなというふうに思っております。

それから、イでございます。

4 名の方が今従事していますけれども、その他にも支援員の方、権利擁護業務の最前線での対人援助活動となります。

肌感覚でのおつき合いになりますので、マッチングの徹底、それからフォローアップに努める必要があるというふうに考えております。

これも、次年度しっかりと対応していきたいと思っております。

それからウ、中核機関化によりまして相談支援件数の増加、それから法人後見の受任件数の増加、この傾向は一層顕著になると思っております。効果的で効率的な実施体制のあり方、つくば市とつくば市社協で連携して継続して検討する必要があるのかなというふうに考えております。

それからエでございます。

地域連携ネットワークの構築に向けて、支援者としての保健、医療、福祉関係者もとよりですが、当事者団体等の各機関に対しましても、成年後見制度利用促進のための研修会、それから制度説明の機会等の導入を検討する必要があるというふうに思っております。

これも市と連携して対応していければというふうに考えております。

以上、今回のご報告を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

椎名委員長：

それでは、ただいまの資料1-1から1-5までの説明に対して、ご意見、或いはご質問等おありの委員の方いらっしゃいましたら、よろしくお願ひいたします。

小川委員お願いします。

つくば公園通り司法書士事務所 司法書士 小川直宏委員（以下、小川委員）：

ご説明ありがとうございます。司法書士の小川と申します。

資料1の方のつくば市社会福祉協議会受託事業に関してのご質問と、一部ご訂正をお願いしたい部分がありまして、2ページの下の方の終活と成年後見制度の講師の私の名前が間違っておりましてご訂正いただければと思います。

あともう1件、本来の質問なんですけども、法人後見を8件受託しているというふうに伺いしましたが、これ、後見業務に関するマンパワーが足りているとお感じでしょうか。

また、予算とそのマンパワー的にまだ受託できる余力があるとお考えでしょうか。

お伺いできたらと思います。

河原井氏：

はい。小川委員ありがとうございます。

まず2ページの資料訂正につきまして大変申し訳ございません。

それから業務、相談支援に対する相談力が足りているかどうか。

法人後見につきましては慣れない中でありましてけれども、いろんな方々に支えていただいで一緒に対応させていただいているところがございます、事務方としてはマンパワーが足りているかどうかちょっと判断が難しいところもございまして、ただ目の前の法人後見を一生懸命やらせていただこうというところではございます。

つくば市社会福祉協議会 副会長 長卓良委員（以下、長委員）：

担当の方から今何とかやっているという話だったのですが、私の立場、副会長としての立場で見ると、なかなかちょっとマンパワー的にはもう限界にきているのかなと。

このまま相談件数が増えてきて、そこにも携わらなきゃいけないので、その結果、その後見の業務がまた増えてくるとなると、なかなか今の体制では厳しいのかな、現状がもう限界な

のかなってという気はしています。

今後その辺のところは市の担当課の方と詰めた上で、増えるのはもう目に見えていますので、そこを少しく改善できたらなというふうには思っています。

小川委員：

ご回答ありがとうございます。

やはり同じような、マンパワー不足という問題がありまして、社協さんによって受けられるのかなと思ったんですけども、やはりどこも同じような状況ですね。ありがとうございます。

椎名委員長：

では塚本委員をお願いします。

つくば精神保健福祉会 やすらぎの会会長 塚本武志委員（以下、塚本委員）：

2点ほど質問というか、聞きたいんですけども。

3ページの累積相談件数ですが、障害者のところが全体の数からいってももちろん高齢者が多いんだと思うんですけど、障害者の部分がちょっと少ないのかなというふうに思うんですよね。受任者のところで、精神障害者はずっとゼロなんですけども、これやっぱり周知徹底のところではなかなか精神障害のところまで行き届いてないのかなということは思うんですけど、いかがでしょうか。

椎名委員長：

事務局いかがですか。さっきの言葉、肌感覚というかそういったところ含めお願いします

河原井氏：

はい。委員ご質問ありがとうございます。

まず累積相談件数、資料3ページです。

1-5の資料なんですけれども、3ページを見ていただいてのお話になるかと思うんですが626件中「障害」というふうに分類させていただいたのが94件という形になっております。

成年後見制度のご相談をいただくにあたっては、今現在困ってらっしゃるという方の割合が非常に多いんですよ。

もちろん障害の分野の方々のご相談を受けるには、将来どうしたらいいのかというような質問とか相談が非常に多く、今現在何かをしてワークをしていくっていう流れにはなかなか結びつかないところがあります。

そうした意味からも、これは全国社会福祉協議会の報告書にもあるのですが、やはりその相談の割合というのは全国一定でして、そこを何とか打開する鍵としては任意後見制度のご

紹介や、任意契約サービスのご紹介などが鍵になるというような資料もございますので、そうしたことも踏まえて、相談体制に当たっていききたいなというふうに思っております。

また、資料の6ページにあります本会が受任している件数8件のうち精神障害の分類の方がいらっしゃらないよというご指摘だと思うんですけども、これも追々、社会福祉協議会がこの後見人にふさわしいよというふうに利用支援会議の方でご意見いただいた内容について積極的に受任していくという流れが出てくるんだというふうには思うんですね。

まさに今、相談が進行している事例の中では、こういう精神に障害のある方への相談事例が実は増えてはきておりますので、先ほど椎名委員長がおっしゃったように、支援する者とのマッチングの仕方いかんによっては、こうした方々に対する支援の手が差し伸べられるんじゃないかというふうに本会として思っておりますので、今後も精進して参りたいなというところでございます。よろしくどうぞお願いいたします。

塚本委員：

了解いたしました。私ども精神障害者の家族、精神障害者を抱えた家族の中では、当事者を含めて親亡き後を真剣に議論はしているんですが、なかなかこれには繋がってないみたいなんで。コロナでももうちょっと収まれば、できれば来てもらって、ちょっとした研修会みたいな相談事をやってみたいなと思っております。よろしくお願いします。

椎名委員長：

はい、ありがとうございました。

どうしてもやっぱり認知症の方に対してというところが、これまでのところすごく多く占めているので、精神障害とか知的障害をお持ちの方向けに、今後進んでいくかとは思いますが。同じ類型でいったら後見類型でもいいので、精神障害とかの人に対する補助類型とかのところで、比較的早くから親御さんが亡くなられる前からの関わりなんかできてもいいのかなというふうに思います。

その他の委員の皆様、ご意見、ご質問等おありでしょうか。

椎名委員長：

資料訂正お願いしてもいいですか。

資料1-5の6ページの下の方の両括弧イ、成年被後見人等受任状況のところ、これ「被」はいらぬです。立場が逆になっているところがほかにも何ヶ所あったので、そのあたりを少し直していただきたいなというところと、あとは資料1-1、1-5の両方にあるのですが相談業務の件数が、成年後見センターさんは非常に増えていると。それはそれで良いことだと思うのですが、逆に委託包括とか相談支援事業所のところが減ってしまっているのが少し課題かなというか、そのあたりなぜそこに行ったのかとか、もうダイレクトに成年後見センターの方に皆さんが相談を寄せるようになっていて、逆に委託包括とかに話が上が

っていかないのも怖いかなとか、もう完全に成年後見センターに成年後見お任せみたいな感じになってしまうのも、利用促進といった趣旨にはそぐわないかなと思うので、このあたりもちょっと確認を。相談に至るまでのプロセスとか形、経路経緯とか気になるところがないかなというのは確認をしておきたいなと思うんですね。

あとは、相談のスタンダードをきちんと定められるように資料を作り込んでいったりとか。第2木曜日の定例会、例えばここでの議事内容に関して、我々現状は確認できないですけど例えばどういうことが話し合われているのかいうのを、どの範囲でオープンにできるかとか確認できるかとか、何らかの情報がフローとして流れていってしまうんですけど、ためておくストックのような要素を中核機関として持っておくといいかなと思うんですね。

こういうことが課題として挙がっているとか、大体こういうところに悩んでいるとか、そういうところを出せていくとよいかなあというふうに思いました。以上です。

オンライン参加の皆様いかがでしょうか。

はい、では萩原委員お願いします。

とよさと病院 萩原直木委員（以下、萩原委員）：

数字とかこの資料の1-5の方の4ページにある対象年齢層っていうところで、50歳のところが前後の40代60代と突出している理由というのは何かあるのでしょうか。

何がこんな感じの理由になっているのかちょっと教えていただければと思います。

河原井氏：

はい、社会福祉協議会です。委員のご質問ありがとうございます。

障害者の、これは資料の4ページでございますけれども一番上、対象年齢50歳代というふうになっております。

39名ということで、3分の1を超えておりますけれども、私ども細かく分析できているわけではないのですが、肌感覚で申し上げますと、50歳代のお父さんお母さんが、お子さんに対する相談をかけてくる。それから50歳代のお子さんが、兄弟やお父さんお母さん方の相談をかけにくる、そういう印象はとてもおおございます。

50歳代の当事者の方がいらっしゃることはそうそうございません。

そういうような感覚でおります。先生よろしいでしょうか。お願いいたします。

萩原委員：

はい、ありがとうございます。

ということは、この50代の人のお親の世代についての相談や、自分の子供の世代についての相談とか、そういうのが多いということですね。

つくば国際大学 椎名委員長：

よろしいでしょうか。

その他いかがでしょうか。

長委員：

根本的なところなんですけれども、事業報告であるとするならば、この年度途中ではなくて、年度が終わった後に、次年度の早い時期にこういったものをやると、多分この1-5の資料の数字等ももう少し増えている可能性も、相談件数も増えている可能性もありますし、そういった意味では今の時期よりも、年度が終わった後の早い時期の方がいいのかなっていうのが一つ。それとこの要綱の改正ってこれいつ行われたんですかね。

福田室長：

はい。最初の方のご質問、この運営委員会の開催の時期のご意見につきまして。

今年度はこういった形で3月末というところでさせていただいておりますので、1月末の内容までというところで、貴重なご意見かなと思いますので、ちょっと来年度の開催の仕方についてご意見ちょうだいしたところです。年2回を予定していますので、そのタイミング等も含めて、またいい形で内容を確認させていただくような場だったり、あとはそのご意見が次にまた反映されるようなご意見をちょうだいできるようなタイミングで会議は開催を進めたいと考えます。ありがとうございます。

法律の方の改正につきましては昨年の7月ですかね、7月9日というところでした。

長委員：

多分、忙しい慌ただしい中での改正になったと思うんですが、そういった情報も、委員も含めて関係者の方に今この時期ではなくてちょっと早めに流していただければ、多少事業の進め方みたいなものにも反映、担当は知っていると思うのですが、私たちも知ることができるのかなと思ったので、書面でもいいのでちょっと早めに流していただければなというふうに思いました。

福田室長：

貴重なご意見ありがとうございます。

次年度の運営につきまして、極力、委員の皆様からご報告だったりご意見をちょうだいできるような、タイミングをうまく作っていければと思います。ありがとうございます。

椎名委員長：

その他、いかがでしょうか。

ないようですので次第に従って先に進めさせていただきます。

それでは令和4年度事業計画につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

つくば市 障害者地域支援室 佐々木職員（以下、佐々木職員）：

障害者地域支援室の佐々木と申します。

令和4年度、つくば市事業計画についてご説明いたします。

委員の皆様、資料2-1をご覧ください。

本年度、つくば成年後見センターを中心とした中核機関が発足して、地域連携ネットワークの構築、制度の利用促進のための体制整備を進めて参りました。

令和4年度は、この1年で見えてきた課題の検討と修正を行い、機能を維持しながら、より深めることを目標として事業計画を設定いたしました。

まず1番、成年後見制度利用促進に向けた体制整備について。

(1)成年後見制度推進事業運営委員会の開催につきましては、令和4年度も年2回の開催を予定しております。

先ほど長委員から貴重なご意見をいただきましたので、開催のタイミング等については、今後検討して参りたいと考えております。

(2)成年後見制度利用促進定例会につきましては、今後もつくば成年後見センターと、月1回、成年後見制度の動向や、相談支援の現状、情報の共有、課題検討を進めて参ります。

(3)成年後見センターと関係機関との意見交換会の開催につきましては、昨年12月にケアマネージャーや、障害者相談支援員を交えて研修会を行いました。

地域連携ネットワークを強化していく上で、各関係機関等との顔の見える関係性づくりは、必要不可欠であると考えております。

先ほど、資料1-1の事業報告において課題として挙げました意思決定支援の共通認識を共有するため、また、お互いに各関係機関の役割や、成年後見制度自体の理解を深めるために専門職間の意見交換会や研修の場を引き続き設けていきたいと考えております。

(4)成年後見制度利用支援会議は、成年後見人の受任者調整や、後見人支援が会議の内容となっております。

2番のつくば市成年後見制度推進事業の委託につきましては、つくば成年後見センターの令和4年度事業計画の中で説明していただきます。

3番の成年後見制度等の総合相談業務につきましては、委託包括支援センター、障害者相談支援事業所、つくば成年後見センターと密に情報共有、地域課題の検討、調整、解決等を行い、本人の権利擁護を図る取り組みを進めて参ります。

4番、5番につきましては、資料1-1の事業報告と重複いたしますので割愛させていただきます。

6番の成年後見制度等の普及啓発につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響で、多少なりとも制限はあるかと思いますが、引き続き専門職間の研修会を開催していきたいと考えております。

最後になりますが、市民後見人の養成につきましても、国の動向を随時確認しながら、引き続きつくば成年後見センターと検討を続けて参ります。こちらからは以上です。

続いて、つくば成年後見センター事業計画の説明をお願いいたします。

河原井氏：

それでは社会福祉協議会河原井より再びご説明を申し上げたいと思います。

資料の2-2をご覧くださいと思います。

事業計画案としまして、まず目的ですが、認知症知的障害その他の精神上的障害があることにより財産の管理または日常生活等に支障があるものを、地域社会全体で支え合うという共生社会の実現を目指して参りたいと思います。

また成年後見制度の利用促進のため権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、それからその中核的な役割を果たすとともに、成年後見制度における後見等の業務を適正に行える法人として体制を整備して参ります。

実施体制としましては、専門委員会の設置を1件予定しております。

これは毎年度お願いしているのですが、法人後見受任審査会、任期は2年以内、7名以内という形になっておりまして、司法・医療・学識経験者の皆様、それから行政職員の皆様に入っていて、本会が後見業務を行うべきかどうか、そして後見業務を行っているものに対して、どうあるべきか、そうしたご意見をちょうだいする委員会を設置します。

それから事務局の体制でございますが所長1名、専門員2名ということで前年度、令和3年度と体制は変わらず、確保していきたくております。

それから実施業務。3年度の報告にもありましたように大きくは中核機関業務、それから法人後見業務というふうに2本の柱を据えております。

まず中核機関業務でございますけれども、第1に利用促進のために、成年後見制度の広報啓発業務をやらせていただきます。

研修会や会議、それから小さなグループミーティング等での制度説明等、積極的に行っていくたいと思います。

報告にもありましたようにコロナ禍でございますけれども、工夫をしてこうした周知活動をして参りたいと思っております。

それから研修系、講座系でございますけれども、テーマ別講座、非常に好評なので継続して実施していきたくてというふうに思っております。

それから入門講座についても実施していきたくて思っております。

それからイの成年後見制度の相談業務でございます、窓口及び出張相談ということで対応させていただきたいと思います。このところの増加傾向もございますので、積極的に対応させていただきます。

2ページに移りまして、成年後見人等の受任者調整支援業務ですが、まず第1にアとしましてつくば市成年後見制度利用支援会議の運営を行って参ります。

委員の皆様にご協力ちょうだいいたしまして、候補者の選任等ご意見をちょうだいしながらも、例えばすでにもう後見になっていらっしゃる方々の相談にも対応いただくよう、工夫をして参りたいと思っております。

それからケース支援方針検討会議、こちらについても実務者レベルでしっかりとケースを揉んで課題を整理し、支援方法を決定するという事なんですけれども、必要に応じて弁護士先生等の専門職に同席いただきまして、より複雑な課題の整理にご協力をちょうだいするという事で、このケース支援方針検討会議を効率的に運営して参りたいと思っております。それから市民後見人の養成及び支援業務でございます。

今年度は現在養成講座修了生につきましてのフォローアップ研修を実施するという事でございますが、先ほどの説明にもありましたように、市民後見人のあり方、それから養成の仕方、いろいろと社会的な変化がございますので、そうした変化に対応しながら市と協力して今後のあり方をどう検討して参りたいというふうに思っております。

それから後見人の支援業務でございます。先ほどの利用支援会議と連動した流れになっていきます。

次に地域連携ネットワークの構築業務でございます。主にこの運営委員会の開催をさせていただき中で、多様な業種・業態・専門家の方々のご意見や、現状の成年後見人の利用促進に関する現状等のご報告等々、そうしたものが入れられるようなネットワークをどう作っていくか、市と連携して検討して参りたいと思っております。

それからもう一つの大きな柱でございます法人後見業務ですが、この後見の受任もそうなんですけれども、監督人の受任につきましても要請があれば積極的に対応していきたいというふうに考えております。

それからこれらの本会が受任すべきかどうか、そして後見活動がどうあるべきかについてのご意見をいただく受任審査会を設置するという事で計画をさせていただいております。

それから、参考資料で配付させていただきました。

実は成年後見センターでは、この成年後見制度推進事業のほかに茨城県社協から委託いただいております日常生活自立支援事業、それから本会が独自に実施しております、あんしん生活支援サービス、この2事業につきましても、実施することで包括的な権利擁護センターとして機能するように努めております。

その説明が書いてございますので、どうかご覧をいただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。以上でございます。

椎名委員長：

はい、ありがとうございます。

それでは資料2-1、2-2に基づく令和4年度事業計画に対して、ご質問、ご意見お持ちの委員の方いらっしゃいましたらお願いいたします。

つくばライフサポートセンターみどりの 施設長 原口朋子委員（以下、原口委員）：

つくばライフサポートセンターみどりので、相談支援専門員をやっております、あと施設長を兼務させていただいております原口と申します。

資料2-1の1-(3)、つくば成年後見センターと関係機関との意見交換会の開催ということで12月に開催された会に私も参加させていただいたんですけども、その際にグループワークがありまして、いろいろ意見交換をしたんですけども、やはり8050ってところが、すごく高齢の方も課題に思ってもらっちゃるところなのかなとか、あとは、精神障害をお持ちなのかなっていうグレーゾーンの方のご相談とかすごく盛り上がったというか、いろいろお話ができて私もよかったなっていうふうに思っているんですけども、盛り上がったなあ、それで色々情報交換はできたんですけども、今後そういった会を開催していくにあたってこういう風な方向性でやっていきたいとかビジョンみたいなものがあれば、せっかく皆さんの課題共有ができたところでそれをどうやっていくかっていうのも、教えていただけたらなと思います。よろしくをお願いします。

椎名委員長：

事務局いかがでしょうか。

佐々木職員：

原口委員、ご意見ありがとうございます。

その支援者向け研修会の意見交換でグループワークをしていただいた時に、書記の方に記録をとっていただいてそれを市に提出はしていただいたんですけども、1回目ということもあってそのフィードバックの方が足りていないっていうのも事務局として考えておりますので、令和4年度はこういった、普段一番近くで対象となる方を支援している方の研修会を継続して開いていくっていうだけではなくて、その振り返りも含めて、そういった場を設けていけたらというふうに考えております。

福田室長：

事務局の方から今の説明に補足で発言いたしますが、椎名委員長からも、ご意見ちょうだいした通り、つくば成年後見センターの相談件数が上がっている状況と、この地域の中で支援の最前線に対応してくださっているその地域包括支援センターと障害者相談支援事業所の方々の相談がそれほどでもないというお話もありました。実はこういった研修会を通して、やはり原口委員からもお話あった通り、その実際の事例の中身をよく共有したり、どう対応すべきかというところの意見交換でノウハウを蓄積していただいて、顔が見える関係で連携ができ、ちょっとした相談が各相談事業者さんの方でもとれるようになってくると、そういったご対応ができる事業所としてまた活躍していただけると、その後ろからきつと後見センターの方の相談支援のバックアップというか、我々市の職員の方もバックアッ

プしていく中で、底上げしていくことで促進されるのかなというふうに考えておりますので、より緊密な連携というのは引き続き進めていきたいかなと考えております。以上です。

椎名委員長：

はい、ありがとうございます。原口委員よろしいですか。
その他の皆様いかがでしょうか。塚本委員お願いします。

塚本委員：

買い物依存とか、博打と言ったらおかしいんですけど、パチンコとかね、そういう依存症でどうしてもお金使っちゃうというような場合に障害者福祉サービスの利用っていうのはあるのですが、この成年後見の安心サービスとの住み分けはどういうふうに考えたらいいのでしょうか。

椎名委員長：

河原井さんよろしくお願いします。

河原井氏：

参考資料の 22 ページ目の方に主に書いてあります安心生活支援サービスとの買い物依存、いわゆる浪費というようになってきますでしょうか。

任意契約サービスについてここで書かせていただいているのですが、浪費の方の相談は非常に多く、日常生活自立支援事業の相談も同様に多くございます。

ただお役に立てる部分としまして、ご本人が必要とされているかどうかというのが大前提になってくる事業で対応させていただいているものですから、まずはご本人がその浪費を何とかしたいと思うかどうかというのは非常に大きなポイントになってきます。

釈迦に説法の話になってしまうんですが、精神障害の方の傾向というふうには言っただけいけないのかもしれないんですが、浪費癖を自分で認識しているっていう事例がなかなかないものですから、周りの方は支援したいけれども本人は支援はいらないよというふうな流れが多いんですね。ですので、我々は「ですので、該当しません」とするのではなくて、どこで使えば効果的になっていくのかっていうのをじっくりと見極めながら相談対応をさせていただきたいなというふうに思っております。

ですので、何かのご相談がありましたらぜひ社会福祉協議会の方にご連絡をいただければというふうに思っております。よろしくどうぞお願いします。

椎名委員長：

はい、では宮原委員お願いします。

認知症の人と家族の会 茨城支部 代表 宮原節子委員（以下、宮原委員）：

はい。今日はありがとうございます。

一つ一つの課題というよりは、今のお話またこの資料を自宅で読ませていただきながらも、今一番、認知症家族の会の介護現場からの思いとしては、この多職種連携っていう皆様の話を聞いていると、例えば、1本の相談電話からでも、本当に幾つかの団体の方と連携とらなきゃいけないっていう。そういう部分で特につくば市さんは、市と社協さんの連携が非常に太い連携で進められているっていうことで、こういう現場の話をいろんな場所で発言していきながら進めていきたいと思います。他職種連携がなかなか庁舎内だけでも取れにくいとかね、そういう部分も非常に学ばせていただいております。ありがとうございます。

椎名委員長：

ご意見いただきまして、ありがとうございます。

どうですか多職種連携とか庁舎内でのやりとりをしっかりといただければというふうに思いますので、その他、ご意見ご質問等お持ちの方いらっしゃいますでしょうか。

長委員お願いします。

長委員：

先ほど、小川委員の方から司法書士ももう限界に近づいてるということで、もしこの中核機関であるセンターの方に移行するようなお考えとか、その方向性みたいなものがあれば、この資料2-2で事務局体制ということで職員人数を表示してるのですが、多分ここで今限界ですので、その辺を根本的なところで体制を改めなきゃならないのかなっていうのもありまして、どんな状況かというところを教えていただければと思ったんですけども。

小川委員：

リーガルサポートの小川です。

我々の団体の情報を詳しくお伝えすると、家庭裁判所や、事前につくば市さんの中核機関から受任者調整の候補者として調整の要請が来まして、それに、今は十分にお答えできていないというのが現状でして、司法書士は茨城県に大体300人ちょっと330人ぐらいいるんですけど、そのうちこのリーガルサポートとって成年後見の受け皿団体になっている会員は大体100名程度なんです。なので結局そこに参入する司法書士が増えれば我々の方の受け皿が増えるんですけども、やはり我々、登記業務とかそういった別の分野の方がありまして、個人的な見解なんですけどもやはり登記業務とかの方が、後見業務に比べて職業というまみがあるというかそういった部分はありますので、逆に言うと、後見業務にそれにみあった報酬というか、そういった部分がつけば参入する方が増えると思うんですけど、現状はちょっとそれが成り立っていないっていうところがあるのでちょっとなかなか難しいところがあります。

我々会議の中で、やはり話題になるのは、やはり中核機関掘り起こしが進んで今後後見人の需要が高まるにつれて、我々の方はもうこたえられないという状況が出てきます。

で、社会福祉士さんとか弁護士さんは、どうかかわからないんですけども、あと考えられるのは、同じような状況だと思うんですけども法人後見と市民後見人の活用だと思うんですけども。市民後見人って結局養成しても、やはりお1人で受けられる件数って限界があると思うんです。比較的高齢の方が多いし、体力的な部分に関しても、1人1件2件受けられてやっとだと思うんですね。

そうすると、やはり法人後見が一番の希望の星かなと思うんですけども、先ほどの質問で伺ったところ、やはり、厳しい部分があるかというところがあるので、やはり、この体系のままだと爆発的に増えることないのかな、受け皿として。なので、我々としては予算をつけて、人をふやして、そこにこたえられるような状況を整えていただきたいなという希望はあるんですけども、やはりそこはね、難しいと思うんですけど。

お答えになってるかわからないですけども。

長委員：

ありがとうございました。状況わかりました。すぐに期待に答えられるかどうかちょっとわからないんですが、そういうしっかりした体制が組めるように、ちょっと事務方とちょっと調整して将来的なものを考えていきたいと思います。ありがとうございました。

椎名委員長：

社会福祉士、基本的に行政の方も資格を持っていたりされますけれども、福祉施設とかに勤務をされ、その空き時間とか使ってやっている方が形としては多いですね、独立開業をしている方も若干いますけれども、そうでない形なので福祉業界も今人手不足で、かつ養成研修とか終わってるんですけども、本来業務が忙しくて受けられなくてっていったような方たちも来ているので、受任者調整とかでやっぱり専門職の方に声がかかってきてもなかなかやりにくい。

あと若干、社会福祉士にはお金のない方の話が回ってくるので、報酬はないな、と。そういう形のものとお金をもらえらる方と組み合わせのような感じで動いていたりというところもあるので、一概に専門職にも振れないない。

法人後見をどうするかということと、市民後見人のところとかで、青写真っていうかビジョン、こんなふうになったらいいな、をまずきちんと言語化をして、そこに向かって努力をしていく。

現状今の形でやって、どんどん頑張ってる人たちが燃え尽きてしまいそうな形がありそうなので、そういったところを検討していくということも一つの課題にはなってくるかなというふうには思います。

山田委員はいかがでしょうか弁護士会さんの状況をちょっとお願いします。

つくば法律事務所 弁護士 山田委員：

弁護士会としては弁護士会の方に無報酬案件を受けるかどうかというアンケート、それから、報酬案件のみ受けるかどうかというアンケートが回ってきまして、それに対して各弁護士が回答して弁護士会の方でそういうリストを取りまとめているという状況です。

で、裁判所の方に無報酬案件を受入れる弁護士が何人いるのか、報酬案件を何人いるかというような情報が回っているかどうかまではちょっと私知らないんですけども、より正確にやるとすれば、無報酬案件を何件から何件まで受けられるという人が何名いるかというような個別情報をもう少し出していった方がいいのかなというふうにこちらとしては思っています。

報酬案件も何件ぐらいまで受けられるというふうに言ってる弁護士が何人いて、何件まで受けるって言っている弁護士が何人いるみたいな形でやる方がいいのかな。というのも、破産管財事件においては何件ぐらいまでできますかというような形で何件1人の弁護士が、その弁護士がそのキャパシティがあるかということのアンケートとかはあるので、後見についても同じような形式で把握をしていった方がいいのかなとは思ってますんで、無報酬案件をやるというのはなかなか完全なボランティアになるわけですけども、報酬案件がそれに合わせてそのうち来ればというような期待を持って、若手の弁護士なんかは無報酬案件もやりますというようなアンケートで書いておる事が多いように思います。一つ、昔問題になったのは、無報酬案件をやっている人に報酬案件があまり振られなくて、他の士業さんにその報酬案件が振られているのはどういうことかみたいな不満を持っていらした弁護士さんもいて、そういう不満がどこかでおっしゃっていたというのは聞いたことはあります。なので、そういう全体の中での誰が、どういう会がどの程度のキャパシティを持っていて、それに対してどういうニーズでこうやってるのかということ、振る側の方がきめ細やかに把握をするというのが適切な姿かなと思っています。以上です。

椎名委員長：

はい、ありがとうございました。

ぜひ事務局さんご検討いただくようお願いいたします。

その他、令和4年度の事業計画に関してご意見等お持ちの方いらっしゃいますか。

ちょっと個人的に1件よろしいでしょうか。

周知啓発のところに、資料2-1の一番下のところパンフレット等と、という形で書かれています、ここの「等」のところはすごく大事ななという気がするんですね。

いろんな媒体を使って伝えていくということが必要だと思うので、この辺りのちょっと工夫を、もし、できればという形でお願いしたいと。

例えば認知症サポーター養成講座、あれいろんなところでやられていて、例えば子供達向けにもやってたりしますよね、学校とかで。ただあの中に、ちょっとでいいので成年後見の仕

組みというか考え方というか、ちょっと振ってもらったり、振ることを前提にしていたら、成年後見センターさん例えばホームページとかにキッズコーナーみたいなものを作って、わかりやすい成年後見とかやっていくと、子供のうちからちょっとずつ増えていくと、逆にそれで大人が影響を受けてっていう感じになってくるかもしれないなあ、なんていうふうに思ったりもしますので、周知啓発のところで、今までやっていなかった手だてのようなものも、考えていただければなど。その他いかがでしょうか。

はい、宮原委員お願いします。

宮原委員：

すいません。ちょっとお尋ねになるかもわかりませんが、介護現場で最近よくあるのが、認知症の妻が、いろんな認知症の症状、徘徊とかかなりあるんですけども、その中で一番困るのは本人の預貯金の通帳を絶対に渡さないし、見せないし、ということでちゃんとしまっている。でも仕舞い忘れ、置き忘れ進んできて、その通帳も行方不明のままという。そういう相談があったんですが、今はとにかく認知症本人のそういう財産問題については、認識があるうちに、話し合いをしておく、これをかなり徹底していくんですけども。こういう場合は、最終的に今行方不明のままというその通帳、銀行さんに行って相談すればいいのかなと思ったり。やっぱりまだ介護現場の段階では、後見人までいってないって現実もありますので、また今日のようなお話をしていきたいと思います。ありがとうございます。

椎名委員：

はい。ありがとうございます。通帳であれば多分再発行になるかと思えますけど？？の再発行とかが話としては出てきますよね。

そうすると新しく委員になられた常陽銀行の佐久間委員さんに、例えば常陽銀行さんでこういう成年後見に関してどのように関わっておられるかであったり、全銀業さんからの通知だったりとか、銀行の方からの方で、ちょっとご意見ちょうだいしたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

常陽銀行 研究学園都市支店 支店長 佐久間委員：

常陽銀行佐久間です。音声入ってますでしょうか。

今日いろいろと取り組みの方、ご紹介いただきましてありがとうございます。

今お話あった通り私ども銀行も当然お客様の預貯金ですとか、不動産含めた権利義務関係を扱うのが仕事でありますので、成年後見人制度等につきましても、各行員が一定の理解をもって、必要があればお客様に対してご紹介、ご案内したりすることは今でもやっております。

一方、先ほどどうしてもご高齢の方が増えてきて、いろいろ認知症とかそういったものが社会問題化してる中で、最終的に、今銀行で通帳ですとか、あとはいろいろなものパスワー

ドへいろんなデータ化されたものについても引き継ぎというか相続になる前にですね、適切に必要な方に伝えるといったニーズについては我々も必要だと認識がありまして、ついこのほどですね、そういったまだご健在である程度ご意思があるうちに、一定のご親族の方を想定している中ですが、そういった秘密のついていきますか、そういったものをお伝えしたり、万が一ご自分が亡くなったときに、必要な形だけ開示される、そういったサービスなんかも提供し始めておりますので、それを含めて、いわゆるジェロントロジーと言われるご高齢の方が増えていく中で、我々金融機関ができることは何かっていったところを、非常に重きを置いてサービスの提供に今後も努めていくという方針でございますので、何かこういった機会も含めて、金融機関として、こういったサービスができたらいいのねとか、こういった連携ができると良いといったご意見も含めて、引き続きご連携いただければというふうに思っております。ありがとうございました。

椎名委員長：

はい、ありがとうございました。

宮原委員よろしいですか。はい、ありがとうございます。

銀行さんもそういった意味で関係機関、ステークホルダーということになってきますので、多分こういったところで福祉関係者、医療関係者といったところの意見交換だけではなくて、ぜひ銀行さんの行員の方たちともおしゃべりできれば、そこから見つけられることもたくさんあるかなと思いますので、もし調整つきますようでしたら、事務局よろしく願いいたします。

その他、いかがでしょうか。

森本委員さん、ケアマネジャーの立場からいかがでしょうか。

つくばケアマネジャー連絡会 森本委員：

令和3年度、相談件数がすごい増えているってということで、普及啓発の効果というものも出ているのかなと思うんですが、私たちも通常関わるご利用者の方への周知に繋がってると思うのでとてもありがたいなというふうに感じております。

専門職向けの研修につきましても、集合だけじゃなくって、集合とオンラインとか、隙間時間で視聴できるようなオンデマンド配信とかで、選択をしやすい選択肢の多い研修をやっていただいととてもありがたく感じております。4年度も研修の充実を期待しております。それと、成年後見制度利用支援会議、今年度から始まった事業だと思うので、次年度ですね、より円滑に支援が進むように内容を充実させていってほしいなというふうに感じます。以上です。

はい。

椎名委員長：

ありがとうございました。受任調整の際に、亡くられる方が出てきたりとかありますので、ちょっと大変ですけれども、よろしく願いいたします。

その他委員の皆様、何かありますでしょうか。

それでは特にないようですので、以上で本日予定しておりました協議事項については、終了としたいと思います。

その他、委員の皆様、事務局から何かございますでしょうか。

特にないようですので、これにて議事進行を終了させていただきます。

本日は慎重なご審議をいただきましてありがとうございました。

福田室長：

椎名委員長ありがとうございました。

成島様も本日はお忙しい中に、オブザーバーとしてご参加いただきまして誠にありがとうございました。

そうしましたら、以上をもちまして、令和3年度の第2回つくば市成年後見制度推進事業の運営委員会を閉会いたします。

委員の皆様ご協力の下、ご協力に感謝申し上げます。

ありがとうございました。

令和3年度 第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会

日時：令和4年(2022年)3月17日(木)10時00分～

場所：オンライン会議システム zoom

つくば市役所本庁舎2階 防災会議室3

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 協議事項
- 4 その他
- 5 閉会

配布資料

- ・ 令和3年第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会 次第
- ・ つくば市成年後見制度推進事業運営委員会 委員名簿
- ・ つくば市成年後見制度推進事業実施要項
- ・ つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要項
- ・ 資料1-1 つくば市成年後見制度推進事業報告(市)
- ・ 資料1-2 つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱改正の概要
- ・ 資料1-3 つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱
- ・ 資料1-4 つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱 新旧対照表
- ・ 資料1-5 令和3年度つくば市成年後見制度推進事報告(社協)
- ・ 資料2-1 令和4年度つくば市成年後見制度推進事業計画(市)
- ・ 資料2-2 令和4年度つくば市成年後見制度推進事業計画(社協)
- 【参考資料】 つくば成年後見センターにおけるその他の事業

つくば市成年後見制度推進事業実施要項

(主旨)

第1条 この要項は、老人福祉法第32条の2、介護保険法第115条の45の3、障害者総合支援法第77条、知的障害者福祉法第28条の2、精神保健福祉法第51条の11の3及び成年後見制度利用促進法第5条に基づき、成年後見制度の推進を図ることを旨とした「つくば市成年後見制度推進事業」（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、つくば市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の一部又は全部を、事業の実施体制が整っている社会福祉法人等に委託することが出来る。

2 前項の規定により社会福祉法人等への委託に関し必要な事項は、別に定める。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方及び左記の方の権利を守る援助者（「成年後見人」等）として現に活動している又はしようとする方とする。

(事業内容)

第4条 この事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる中核機関業務

- ア 成年後見制度の広報（普及啓発）業務
- イ 成年後見制度の相談（利用支援）業務
- ウ 成年後見人等の受任者調整支援業務
- エ 市民後見人養成及び支援業務
- オ 後見人支援業務
- カ 地域連携ネットワークの構築業務

(2) 次に掲げる法人後見業務

ア 法人後見受任業務

イ 後見監督人受任業務

(3) その他、成年後見制度利用促進に関する業務

(事業管理体制)

第5条 この事業の管理運営にあたり、当事者団体、司法関係者、医療関係者、学識経験者、金融関係者等で構成する「つくば市成年後見制度推進事業運営委員会」(以下、委員会)を置く。

2 委員会は事業の運営評価を行うとともに、市に対して成年後見制度の推進に関する助言等行う。

3 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課障害者地域支援室及び地域包括支援課において行う。

(遵守事項)

第6条 第2条に規定する委託を受けた社会福祉法人等(以下、委託法人等)は、事業の実施にあたり、職員を1名以上配置しなければならない。ただし、事業の実施に支障がない範囲で社会福祉法人等の関係業務に従事することができる。

2 委託法人等は、事業に従事する職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 委託法人等は、事業の実施に係る記録を整備し、当該各業務等を行った日の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

4 委託法人等は、正当な理由なく業務上知り得た対象者に関する情報を漏らしてはならない。また、第4条に掲げる業務以外には使用しないものとする。

(補則)

第7条 この要項に定めのない事項については、別につくば市長が定める。

附 則

この要項は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日決裁）

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 この要項は、つくば市成年後見制度推進事業（以下「推進事業」という。）の公正中立性の確保並びに適切かつ円滑な運営を図るため、つくば市成年後見制度推進事業運営委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進事業の運営、評価及び監督に関する事項
- (2) 推進事業の適正化及び企画調整に関する事項
- (3) その他推進事業の実施に関し必要な事項

(委員)

第3条 委員会の委員は次に掲げる者のうちから市長が任用し、又は任命する。

- (1) 学識関係者
- (2) 法律関係者
- (3) 医療保健関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) その他市長が認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における新たな委員の任期は前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、初回の会議は市長が招集するものとする。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(映像等の送受信による通話の方法による懇談会)

第7条 市長は、委員の全部又は一部について、懇談会を開催する場所に参集することが困難であると認めるときは、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「映像等の送受信による通話の方法」という。）により、懇談会を開催することができる。ただし、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例(平成29年つくば市条例第35号)第4条の規定により、懇談会の全部又は一部を非公開とする場合は、この限りでない。

- 2 市長は、映像等の送受信による通話の方法により懇談会を開催する場合には、懇談会を開催する場所に参集する委員を除き、当該懇談会に参加する場所として相当と認める場所を、委員ごとに指定するものとする。
- 3 委員が映像等の送受信による通話の方法により懇談会に参加したときは、当該委員は、懇談会へ出席したものとみなす。
- 4 映像等の送受信による通話の方法による懇談会への参加に伴い生じる通信費その他の費用は、各委員の負担とする。

(書面等による会議開催の特例)

第8条 会議の招集が困難であると認めるときは、全ての委員に対し書面又は電子メールにより意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

- 2 前項に規定する書面による意見聴取を行った委員は、当該会議の出席委員とする。

(意見の聴取等)

第9条 委員会は、その審議事項について必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第10条 委員会の委員は職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様する。

- 2 前項の規定は、前条に規定する委員以外の者について準用する。

(情報の公開・管理)

第11条 個人情報の保護とともに、事業の透明性を確保する観点から、委員会及び審査に関わる資料は非公開とする。

つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要項

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課障害者地域支援室及び地域包括支援課において処理する。

(その他)

第13条 この要項に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要項は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日決裁）

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月17日決裁）

この要項は、令和3年6月1日から施行する。

令和 3 年度つくば市成年後見制度推進事業報告

1 事業の目的

認知症、知的障害、精神障害により判断能力が低下し、財産管理、福祉サービス利用の契約行為を行うことが著しく困難となった方の権利侵害の予防、権利行使の支援を行う。またその方の権利を守る援助者に対しての支援及び一般市民に対する成年後見制度の普及啓発を通して、制度の利用促進を図る。

2 実施内容

- (1) 成年後見制度利用促進に向けた体制整備
- (2) つくば市成年後見制度推進事業の実施（つくば市社協に事業委託）
つくば市社会福祉協議会に事業を委託
- (3) 成年後見制度利用の総合相談業務
- (4) 市長申立ての手続きの実施（成年後見制度利用が必要であるが、親族がいない場合や親族による申立てが見込めない場合）
- (5) 「つくば市成年後見制度利用支援事業」の実施

3 実績

(1) 成年後見制度利用促進に向けた体制整備

ア) つくば市成年後見制度推進事業運営委員会実施

日 時：令和 3 年 6 月 17 日（木）13 時から 14 時 30 分

人 数：委員 9 名、市役所・社協職員 14 名

議事内容：・つくば市成年後見制度利用促進基本計画について
・つくば市成年後見制度推進事業について
・つくば市成年後見制度利用支援会議について

イ) つくば市成年後見制度利用促進定例会実施

日 時：毎月第 2 木曜日開催
14 時から 15 時 30 分

メンバー：市役所担当職員 5 名、センター職員 2 名

議事内容：月報および業務進捗状況報告、中核機関の業務について
市民後見人の活用について等

(2) つくば市成年後見制度推進事業の実施

成年後見制度の普及啓発業務、利用支援業務、成年後見人等の受任者調整支援業務、市民後見人養成・支援業務、地域連携ネットワークの構築業務及び法人後見受任業務等をつくば市社会福祉協議会に委託

(3) 成年後見制度利用の総合相談業務

相談実績（任意後見制度に関する相談を含む。令和4年1月末現在）

延件数 221件（障害関係 41件、高齢関係 180件）

※委託型地域包括支援センター（6か所）、障害者相談支援事業所（4か所）での相談件数を含む

(4) 市長申立ての手続きの実施

・申立て件数3件（障害福祉課1件、地域包括支援課2件）

・その他：申立て準備中に死去2件（いずれも地域包括支援課）

申立て準備中0件（障害福祉課0件、地域包括支援課0件）

申立て準備中に親族が引取り1件（地域包括支援課1件）

(5) 「つくば市成年後見制度利用支援事業」の実施

ア) 実施要綱の改訂について

以下の4点を改訂した。（追加資料1）

(ア) 報酬助成金の支給対象者について（第8条第1、2、3項）

報酬を負担した後の収入が最低生活費（※注）より少なく、かつ、世帯の預貯金、現金等が最低生活費の3か月分より少ない者に変更。また、被後見人等が亡くなった後、後見人等が給付金の支給を受けられることとした。

(イ) 助成金の支給対象者について（第4条第1項、第8条第1項）

他市町村の住所地特例により当市に転入した者については、助成の対象外とした。

(ウ) 施設等について（第2条）

報酬助成金の額が最大月18,000円となる施設の範囲を拡大し、介護老人保健施設、介護医療院、グループホーム、ショートステイ、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅も施設に含むこととした。

(エ) 申請手続きについて（様式第 1 号、4 号）

申請書に返還に関する記載を追加し、その他記入欄及び添付書類欄の整理を行った。

(※注)

最低生活費・生活保護法に基づく保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 185 号の 1）に規定する生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助の月額額の基準の合算額

イ) 実施要綱による助成金の支給

- ・報酬助成金の支給件数 3 件（障害 2 件、地域包括 1 件）

- ・申立て費用助成金の支給件数 1 件

（障害 0 件、地域包括 1 件）

- ・その他：報酬助成金支給準備中 1 件（障害 1 件、地域包括 0 件）

4 成果

- (1) 令和 3 年 4 月に地域連携ネットワークを担う中核機関を設置し、関係機関が相互に連携・協力し、協議を行うことができた。
- (2) 成年後見制度の市長申立て及び報酬助成金等の支給を行ない、被後見人の権利擁護を図ることができた。
- (3) 支援者向けの成年後見制度及び日常生活自立支援事業研修を実施し、その中で高齢分野の専門職と障害分野の専門職の意見交換の場を設け、地域の支援者間の連携構築を進めることができた。

5 課題

- (1) 施設や支援者らの価値判断が先行し成年後見制度利用を検討している事例があり、対象者の意思決定支援が不十分な場合がある。今後、対象者の意思決定支援について、地域連携ネットワークを構築する関係機関等と、国が示す意思決定支援等に係る各種ガイドラインをもとに共通認識を図る必要がある。
- (2) 令和元年度に市民後見人養成講座を修了した 18 人のうち、つくば市社会福祉協議会が受託した法人後見事案（令和 4 年 2 月 1 日現在 8 件）の後見支援員として、4 人が活動している状況で、市民後見人としての活動にまで至っていない。専門職後見以外の法定後見人の枠組みとして、法人後見や市民後見人への期待は高いことから、当該養成講座修了者の活用を十分に検討していく必要がある。

つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱 改正の概要

「つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱」については、平成20年4月から運用していますが、今般課題となっていることを整理し、下記事項を改正するものです。

ア 施設等について（第2条第7項）

報酬助成金の額が最大月18,000円となる施設の範囲を拡大した。

介護老人保険施設、介護医療院、グループホーム、ショートステイ、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を対象施設として追加した。

イ 助成金の支給対象者について（第4条第1項、第8条第1項）

他市町村の住所地特例により当市に転入した者については、助成の対象外とした。

ウ 助成金の支給の申請について（第5条第1項、第10条第1項）

- ・支給の申請に添付する書類を明記した。
- ・書類により証明すべき事実が公簿等によって確認することができるときは、その書類を省略させることができることとした。

エ 報酬助成金の支給対象者（第8条第1項、同条第2項、同条第3項）

- ・「報酬を負担することにより生活保護法の要保護者となる者」を「被後見人等の属する世帯の収入月額が報酬及び最低生活費の合計額を下回る者で、かつ、当該世帯の現金、預貯金等の合計額が3月分の最低生活費を下回る者」に変更した。
- ・対象者が報酬助成金の支給前に死亡した場合、後見人であった者が報酬助成金の支給を受けることができる条項を追加した。
- ・審判請求費用の取り扱いと同様に、他市町村で助成を受けられる場合は支給対象外とした。

オ 報酬助成金の支給等について（第9条）

支給が最大月18,000円となる対象者の要件を施設入所者のみとしていたが、「施設等に入所し、若しくは施設等を利用している場合」も追加した。

カ 別表（第4条関係）について

本人の部において、所得等の状況の「審判請求費用及び報酬を負担することにより生活保護法の要保護者となる者」を

「被後見人等の属する世帯の収入月額が審判請求費用及び最低生活費の合計額を下回る者で、かつ、当該世帯の現金、預貯金等の合計額が3月分の最低生活費を下回る者」に変更した。

キ 申請書について**【様式第1号・第4号】**

申請書に返還に関する事項を記載します。裏面を削除した。

【様式第2号・5号】

「給付金」を「助成金」に改めた。

【様式第3号】

「成年後見制度審判請求費用給付金」を「成年後見制度審判請求費用助成金に改めた。

【様式第7号】

「報酬を負担することにより生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となる者」を

「被後見人等の属する世帯の収入月額が報酬及び最低生活費の合計額を下回る者で、かつ、当該世帯の現金、預貯金等の合計額が3月分の最低生活費を下回る者」に改めた。

〇つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成20年4月16日

告示第189号

改正 平成25年3月29日告示第221号 平成30年10月9日告示第1096号

令和2年3月24日告示第188号 令和3年7月9日告示第480号

(題名改称)

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）に対し、成年後見制度を利用するための支援を行うことにより、要支援者の権利擁護を推進し、自立した日常生活を営むことができる環境の整備に資することを目的とする。

(令2告示188・全改)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 後見開始等の審判 民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条又は第15条第1項の規定による家庭裁判所の審判をいう。

(2) 審判請求費用 後見開始等の審判に関する手続の費用で、次に掲げるものをいう。

ア 家庭裁判所に予納する収入印紙代（申立手数料及び後見登記手数料に限る。）

イ 家庭裁判所に予納する郵便切手代（返還された額を除く。）

ウ 診断書作成費用

エ 鑑定費用

(3) 被後見人等 後見開始等の審判を受けた者

(4) 成年後見人等 次に掲げる者をいう。

ア 民法第8条に規定する成年後見人

イ 民法第12条に規定する保佐人

ウ 民法第16条に規定する補助人

(5) 報酬 家庭裁判所における報酬の付与の審判（以下「報酬付与の審判」という。）において決定した成年後見人等への報酬をいう。

(6) 後見等事務 成年後見並びに保佐及び補助を行うために必要な事務であって、成年後見人等が行うものをいう。

(7) 施設等 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項各号及び第3項各号に規定する事業を行う施設又は事業所、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。

（平30告示1096・令2告示188・令3告示480・一部改正）

（費用等の助成）

第3条 市長は、成年後見制度審判請求費用助成金（以下「審判請求費用助成金」という。）を支給することにより審判請求費用を、成年後見制度報酬助成金（以下「報酬助成金」という。）を支給することにより報酬を助成するものとする。

（令2告示188・全改）

（審判請求費用助成金の支給の対象者等）

第4条 審判請求費用助成金の支給の対象となる者は、後見等開始の審判を請求した者で、かつ、後見等開始の審判の対象者で次の各号のいずれかに該当するもの（以下「本人」という。）又はその配偶者若しくは4親等以内の親族（以下「親族」という。）とする。

(1) つくば市に住所を有する者（次に掲げる市区町村のいずれかがつくば市以外である者を除く。）

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第3項の規定により保護を実施

する市区町村

イ 介護保険法第13条第1項本文の規定により介護保険の保険者になる市区町村

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項又は第4項の規定により介護給付費等の支給決定を行う市区町村

(2) つくば市以外の市区町村に住所を有する者（前号イ又はウのいずれかの市区町村がつくば市である者に限り、前号アからウまでに掲げる市区町村のいずれかがつくば市以外の市区町村である者を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、つくば市以外の市町村の実施する制度により審判請求費用の助成を受けられる者については、審判請求費用助成金の支給の対象としない。

3 審判請求費用助成金の額は、別表左欄に掲げる支給対象者ごとに、同表中欄に掲げる所得等の状況に応じ、同表右欄に定める支給額とする。

（令2告示188・追加、令3告示480・一部改正）

（審判請求費用助成金の支給の申請）

第5条 審判請求費用助成金の支給を受けようとする者は、後見開始等の審判が確定した日から1年以内につくば市成年後見制度審判請求費用助成金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(1) 審判確定がわかる書類（審判書謄本の写し等）

(2) 審判請求費用の額を証明する書類

(3) 本人の住民票の写し（つくば市に住所を有する場合に限る。）

(4) 前条第1項第1号アからウまでに掲げる市区町村を確認できる書類

(5) 別表中欄に掲げる所得等の状況に該当することが確認できる書類（審判請求

費用の全額の支給を受けようとする場合に限る。)

- 2 前項の規定にかかわらず、親族が後見開始等の審判を請求した場合において、後見開始等の審判が確定する前に本人が死亡したときは、当該親族は、本人が死亡した日から1年以内につくば市成年後見制度審判請求費用助成金支給申請書に前項第2号から第5号までに掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(令2告示188・追加、令3告示480・一部改正)

(審判請求費用助成金の支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査の上、審判請求費用助成金の支給の可否を決定し、つくば市成年後見制度審判請求費用助成金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(令2告示188・追加)

(審判請求費用助成金の請求)

第7条 前条の規定による支給決定通知を受けた者は、つくば市成年後見制度審判請求費用助成金支給請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(令2告示188・追加)

(報酬助成金の支給対象者)

第8条 報酬助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、第4条第1項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する被後見人等（当該被後見人等の親族（民法第725条に規定する親族をいう。）が後見人等である者を除く。）とする。

(1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(3) 被後見人等の属する世帯の収入月額が報酬及び最低生活費（生活保護法に基

づく保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）1に規定する生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助及び医療扶助の基準の合計額をいう。以下同じ。）の合計額を下回る者で、かつ、当該世帯の現金、預貯金等の合計額が3月分の最低生活費を下回る者

- 2 前項の規定にかかわらず、対象者が報酬助成金の支給を受ける前に死亡したときは、当該対象者の後見人等であった者（対象者が死亡した時点で後見人等であった者に限る。）は、報酬助成金の支給を受けることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、つくば市以外の市区町村の実施する制度により報酬の助成を受けられる者については、報酬助成金の支給の対象としない。

（令2告示188・追加、令3告示480・一部改正）

（報酬助成金の支給等）

第9条 市長は、後見等事務が行われた月数（月の途中で成年後見人等の就退任があったときは、当該就退任があった月を含む月数とする。）に応じ、次項に定めるところにより、対象者に対して報酬助成金を支給する。

- 2 報酬助成金の額は、1月当たり、28,000円（被後見人等が月の初日から末日まで病院に入院し、又は施設等に入所し、若しくは施設等を利用している場合にあっては、18,000円）と報酬の額とを比較して少ない方の額とする。

（平30告示1096・一部改正、令2告示188・旧第4条繰下・一部改正、令3告示480・一部改正）

（報酬助成金の支給の申請）

第10条 報酬助成金の支給を受けようとする者は、つくば市成年後見制度報酬助成金支給申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(1) 対象者の住民票の写し（つくば市に住所を有する場合に限る。）

(2) 第4条第1項第1号アからウまでに掲げる市区町村が確認できる書類

- (3) 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書又は同条第3項に規定する閉鎖登記事項証明書（第8条第2項の規定により後見人等であった者が申請する場合に限る。）
- (4) 成年後見人等に対する報酬付与の審判書の写し
- (5) 第8条第1項各号のいずれかに該当することが確認できる書類
- (6) 成年後見人等の活動状況が確認できる書類の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 報酬助成金の支給を受けようとする者は、報酬付与の審判書を受け取った日から1年以内に前項の規定による申請を行うものとする。

（平30告示1096・一部改正、令2告示188・旧第5条繰下・一部改正、令3告示480・一部改正）

（報酬助成金の支給の決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査の上、報酬助成金の支給の可否を決定し、つくば市成年後見制度報酬助成金支給（不支給）決定通知書（様式第5号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（平30告示1096・全改、令2告示188・旧第6条繰下・一部改正）

（報酬助成金の支給の請求）

第12条 受給資格者は、前条の規定による通知を受けた場合において報酬助成金の支給を請求しようとするときは、つくば市成年後見制度報酬助成金支給請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（平30告示1096・旧第9条繰上・一部改正、令2告示188・旧第7条繰下・一部改正）

（報告の義務）

第13条 第10条の規定による申請をした者及び第11条の規定による報酬助成金の支給の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、成年被後見人

等状況報告書（様式第 7 号）により市長に報告しなければならない。

- (1) 被後見人等が第 8 条第 1 項各号のいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 被後見人等が住所を移転したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、被後見人等の資産状況、生活状況等について市長が報告を必要と認める変化があったとき。

（平30告示1096・追加、令 2 告示188・旧第 8 条繰下・一部改正）

（助成金の返還）

第 1 4 条 市長は、虚偽の申請その他の不正の行為により審判請求費用助成金又は報酬助成金（以下「助成金」という。）の支給を受けた者があるときは、つくば市成年後見制度利用支援助成金返還命令通知書（様式第 8 号）によりその者に当該助成金の返還を命じる旨を通知し、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（平30告示1096・追加、令 2 告示188・旧第 9 条繰下・一部改正）

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成25年告示第221号）

この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年告示第1096号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和 2 年告示第188号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年告示第480号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後のつくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、

この告示の施行の日以後に支給決定した助成金について適用する。

別表（第4条関係）

（令2告示188・追加、令3告示480・一部改正）

支給対象者	所得等の状況	支給額
本人	次のいずれかに該当する者 (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者 (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者 (3) 被後見人等の属する世帯の収入月額が審判請求費用及び最低生活費の合計額を下回る者で、かつ、当該世帯の現金、預貯金等の合計額が3月分の最低生活費を下回る者	審判請求費用の全額
	上記以外の者	審判請求費用（診断書作成費用に限る。）と5,000円とを比較して少ない方の額
親族	当該親族の属する世帯の全ての世帯員の当該年度分の市町村民税（4月から6月までの間に申請する場合にあっては、前年度の市町村民税）が非課税である者	審判請求費用の全額

	上記以外の者	審判請求費用（診断書作成費用に限る。）と5,000円とを比較して少ない方の額
--	--------	----------------------------------------

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

つくば市長 宛て

つくば市成年後見制度審判請求費用助成金支給申請書

成年後見制度審判請求費用助成金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者 (申立人)	住 所	電話番号			
	氏 名		成年被後見人等 との関係		
成年被後見 人等 (本人)	住 所	※ 市外在住の場合、該当する□にレ点を付してください。 <input type="checkbox"/> つくば市が生活保護法の規定による保護を実施している。 <input type="checkbox"/> つくば市が介護保険の保険者である。 <input type="checkbox"/> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づき、つくば市が介護給付費等の支給決定を行っている。			
	氏 名		生年月日	年 月 日	
審判請求に要した額	円				
	内 訳	収入印紙	円	切 手	円
		鑑定費用	円	診断書	円

以下、該当する区分の□にレ点を付してください。

申立人が 本人の場合	<input type="checkbox"/>	生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者 (年 月 日から 年 月 日)
	<input type="checkbox"/>	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 (年 月 日から)
	<input type="checkbox"/>	被後見人等の属する世帯の収入月額が審判請求費用及び最低生活費の 合計額を下回る者で、かつ、当該世帯の現金、預貯金等の合計額が 3 月分の最低生活費を下回る者
	<input type="checkbox"/>	上記以外
申立人が 親族の場合	<input type="checkbox"/>	当該親族の属する世帯の全ての世帯員の申立日の属する年度分の市町 村民税 (4 月から 6 月までの間に申立てをした場合にあつては、前年 度の市町村民税) が非課税
	<input type="checkbox"/>	上記以外

※ 収入及び資産状況を含む申請内容に虚偽の事実が判明した場合には、つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 14 条の規定に基づき、支給された助成金の全部又は一部の返還が必要となります。

様式第 2 号 (第 6 条関係)

第 年 月 日

様

つくば市長

印

つくば市成年後見制度審判請求費用助成金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった審判請求費用助成金の支給については、次のとおり決定したので通知します。

<input type="checkbox"/> 支給する	支給額	円
<input type="checkbox"/> 支給しない	理由	

注意事項

虚偽の申請その他の不正の行為により助成金の支給を受けたときは、支給した助成金の全部又は一部の返還を請求します。

問合せ先（担当部署及びその連絡先）

様式第 3 号 (第 7 条関係)

年 月 日

つくば市長 宛て

請求者 住所
氏名

⑩

つくば市成年後見制度審判請求費用助成金支給請求書

年 月 日付け 第 号で支給決定の通知があった成年後見制度審判請求費用助成金について、次のとおり請求します。

支給請求額 金 _____ 円

振込先金融 機関	() 銀行・信用金庫・信用組合・農協		
	() 本店・支店・支所		
預金 種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ 口座名義人	-----		

様式第 4 号 (第 10 条関係)

年 月 日

つくば市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号

つくば市成年後見制度報酬助成金支給申請書

つくば市成年後見制度報酬助成金を受けたいので、次のとおり申請します。

成年被後見人等	住 所	※ 市外在住の場合、該当する□にレ点を付してください。 □ つくば市が生活保護法の規定による保護を実施している。 □ つくば市が介護保険の保険者である。 □ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、つくば市が介護給付費等の支給決定を行っている。			
		氏 名	生年月日	年 月 日	
	入所・入院先 施設等 <small>※入所等の場合のみ</small>	名 称			
		所在地			
利用月		※ 月の初日から末日まで利用した月のみ			
成年後見人等	住 所				
	氏 名		後見等の種類		
報酬付与の審判で決定された報酬額		年 月 日から	年 月 日	日までの間の報酬として 円	
支給申請額		円			

以下、該当する区分の□にレ点を付してください。

<input type="checkbox"/>	生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者 (年 月 日から 年 月 日)
<input type="checkbox"/>	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 (年 月 日から)
<input type="checkbox"/>	被後見人等の属する世帯の収入月額が報酬及び最低生活費の合計額を下回る者で、かつ、当該世帯の現金、預貯金等の合計額が 3 月分の最低生活費を下回る者

※ 収入及び資産状況を含む申請内容に虚偽の事実が判明した場合には、つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 14 条の規定に基づき、支給された助成金の全部又は一部の返還が必要となります。

様式第 5 号 (第 11 条関係)

第 年 月 日

様

つくば市長

印

つくば市成年後見制度報酬助成金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付で申請のあった成年後見制度報酬助成金の支給については、次のとおり決定したので通知します。

<input type="checkbox"/> 支給する	支給額	円
<input type="checkbox"/> 支給しない	理由	

注意事項

虚偽の申請その他の不正の行為により助成金の支給を受けたときは、支給した助成金の全部又は一部の返還を請求します。

問合せ先（担当部署及びその連絡先）

様式第 6 号 (第 12 条関係)

年 月 日

つくば市長 宛て

請求者 住所
氏名

㊞

つくば市成年後見制度報酬助成金支給請求書

年 月 日付け 第 号で支給決定の通知があった成年後見制度報酬助成金について、次のとおり請求します。

支給請求額 金 _____ 円

振込先金融 機関	() 銀行・信用金庫・信用組合・農協		
	() 本店・支店・支所		
預金 種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ 口座名義人	-----		

様式第 7 号 (第 13 条関係)

年 月 日

成年被後見人等 住所
氏名

印

成年被後見人等状況報告書

成年被後見人等の資産状況、生活状況等に変化があったので、次のとおり報告します。

成年被後見人等	氏名	
	住所	
状況変化の内容	<input type="checkbox"/> 被後見人等が次の各号のいずれにも該当しなくなった。 (1) 生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者 (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者 (3) 被後見人等の属する世帯の収入月額が報酬及び最低生活費の合計額を下回る者で、かつ、当該世帯の現金、預貯金等の合計額が 3 月分の最低生活費を下回る者 <input type="checkbox"/> 被後見人等が住所を移転した。 移転先住所 () <input type="checkbox"/> 被後見人等の資産状況、生活状況等について変化があった。 その内容 ()	

※ 変化の内容が確認できる書類を添付してください。

様式第 8 号 (第 14 条関係)

第 年 月 日 号

様

つくば市長

㊟

つくば市成年後見制度利用支援助成金返還命令通知書

年 月 日付け 第 号にて支給の決定を通知し、あなたに支給した
助成金については、次のとおりその返還を命じます。

成年被後見人等氏名	
成年後見人等氏名	
支給した 助成金の 金額	円
返還を命じる 助成金の金額	円
返還を命じる理由	
備考	

つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成20年つくば市告示第189号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)―(6) (略)</p> <p>(7) <u>施設等</u> <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項各号及び第3項各号に規定する事業を行う施設又は事業所、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>(審判請求費用助成金の支給の対象者等)</p> <p>第4条 審判請求費用助成金の支給の<u>対象となる者</u>は、後見等開始の審判を請求した者で、かつ、後見等開始の審判の対象者で<u>次の各号のいずれかに該当するもの</u>（以下「本人」という。）又はその配偶者若しくは4親等以内の親族（以下「親族」という。）とする。</p> <p>(1) <u>つくば市に住所を有する者（次に掲げる市区町村のいずれかがつくば市以外である者を除く。）</u></p> <p>ア <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第3項の規定により保護を実施する市区町村</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)―(6) (略)</p> <p>(7) <u>施設</u> <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項各号に規定する施設をいう。</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>(審判請求費用助成金の支給の対象者等)</p> <p>第4条 審判請求費用助成金の支給を<u>受け取ることができる者</u>は、後見等開始の審判を請求した者で、かつ、後見等開始の審判の対象者で<u>つくば市に住所を有するもの若しくは次の各号に掲げる者</u>（以下「本人」という。）又はその配偶者若しくは4親等以内の親族（以下「親族」という。）とする。</p> <p>(1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第3項の規定により、市が同法の規定による保護を実施する者</u></p> <p>(2) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項本文の規定により市が介護保険の保険者になる者</u></p>

イ 介護保険法第13条第1項本文の規定により介護保険の保険者になる市区町村

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項又は第4項の規定により介護給付費等の支給決定を行う市区町村

(2) つくば市以外の市区町村に住所を有する者（前号イ又はウのいずれかの市区町村がつくば市である者に限り、前号アからウまでに掲げる市区町村のいずれかがつくば市以外の市区町村である者を除く。）

2・3 （略）

（審判請求費用助成金の支給の申請）

第5条 審判請求費用助成金の支給を受けようとする者は、後見開始等の審判が確定した日から1年以内につくば市成年後見制度審判請求費用助成金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(1) 審判確定がわかる書類（審判書謄本の写し等）

(2) 審判請求費用の額を証明する書類

(3) 本人の住民票の写し（つくば市に住所を有する場合に限る。）

(4) 前条第1項第1号アからウまでに掲げる市区町村を確認できる書類

(5) 別表中欄に掲げる所得等の状況に該当することが確認できる書類（審判請求費用の全額の支給を受けようとする場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、親族が後見開始等の審判を請求した場合において、後見開始等の審判が確定する前に本人が死亡したときは、当該親族は、本人が死亡し

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項又は第4項の規定により、市が介護給付費等の支給決定を行う者

2・3 （略）

（審判請求費用助成金の支給の申請）

第5条 審判請求費用助成金の支給を受けようとする者は、後見開始等の審判が確定した日から1年以内につくば市成年後見制度審判請求費用助成金支給申請書（様式第1号）に審判請求費用の額その他必要な事項を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、親族が後見開始等の審判を請求した場合において、後見開始等の審判が確定する前に本人が死亡したときは、当該親族は、本人が死亡し

た日から1年以内につくば市成年後見制度審判請求費用助成金支給申請書に前項第2号から第5号までに掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

第6条・第7条 (略)

(報酬助成金の支給対象者)

第8条 報酬助成金の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、第4条第1項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する被後見人等(当該被後見人等の親族(民法第725条に規定する親族をいう。))が後見人等である者を除く。)とする。

(1)・(2) (略)

(3) 被後見人等の属する世帯の収入月額が報酬及び最低生活費(生活保護法に基づく保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)1に規定する生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助及び医療扶助の基準の合計額をいう。以下同じ。)の合計額を下回る者で、かつ、当該世帯の現金、預貯金等の合計額が3月分の最低生活費を下回る者

2 前項の規定にかかわらず、対象者が報酬助成金の支給を受ける前に死亡したときは、当該対象者の後見人等であった者(対象者が死亡した時点で後見人等であった者に限る。)は、報酬助成金の支給を受けることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、つくば市以外の市区町村の実施する制度により報酬の助成を受けられる者については、報酬助成金の支給の対象としない。

(報酬助成金の支給等)

第9条 (略)

2 報酬助成金の額は、1月当たり、28,000円(被後見人等が月の初日から末日まで病院に入院し、又は施設等に入所し、若しくは施設等を利用している場合にあつては、18,000円)と報酬の額とを比較して少ない方の額とする。

(報酬助成金の支給の申請)

た日から1年以内につくば市成年後見制度審判請求費用助成金支給申請書に審判請求費用を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。

第6条・第7条 (略)

(報酬助成金の支給対象者)

第8条 報酬助成金の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する被後見人等(当該被後見人等の親族(民法第725条に規定する親族をいう。))が後見人等である者を除く。)とする。

(1)・(2) (略)

(3) 審判請求費用及び報酬を負担することにより生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となる者

(報酬助成金の支給等)

第9条 (略)

2 報酬助成金の額は、1月当たり、28,000円(被後見人等が月の初日から末日まで病院に入院し、又は施設に入所している場合)にあつては、18,000円)と報酬の額とを比較して少ない方の額とする。

(報酬助成金の支給の申請)

第10条 報酬助成金の支給を受けようとする者は、つくば市成年後見制度報酬助成金支給申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(1) 対象者の住民票の写し(つくば市に住所を有する場合に限る。)

(2) 第4条第1項第1号アからウまでに掲げる市区町村が確認できる書類

(3) 後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書又は同条第3項に規定する閉鎖登記事項証明書(第8条第2項の規定により後見人等であった者が申請する場合に限る。)

(4) (略)

(5) 第8条第1項各号のいずれかに該当することが確認できる書類

(6) 成年後見人等の活動状況が確認できる書類の写し

(7) (略)

2 (略)

第11条—第14条 (略)

附則 (略)

別表(第4条関係)

支給対象者	所得等の状況	支給額
本人	次のいずれかに該当する者	(略)
	(1) (略)	
	(2) (略)	

第10条 報酬助成金の支給を受けようとする者は、つくば市成年後見制度報酬助成金支給申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書

(2) (略)

(3) 生活保護受給証明書又は生活保護受給者証の写し(被後見人等が生活保護法による保護を受けている場合に限る。)

(4) 家庭裁判所に提出した財産目録の写し

(5) 被後見人等の収入、資産等が分かる書類の写し

(6) (略)

2 (略)

第11条—第14条 (略)

附則 (略)

別表(第4条関係)

支給対象者	所得等の状況	支給額
本人	次のいずれかに該当する者	(略)
	(1) (略)	
	(2) (略)	

	(3) <u>被後見人等の属する世帯の収入月額が審判請求費用及び最低生活費の合計額を下回る者で、かつ、当該世帯の現金、預貯金等の合計額が3月分の最低生活費を下回る者</u>	
	上記以外の者	(略)
親族	(略)	(略)
	(略)	(略)

様式第1号 別紙のとおり
 様式第2号 別紙のとおり
 様式第3号 (略)
 様式第4号 別紙のとおり
 様式第5号 別紙のとおり
 様式第6号 (以下略)
 様式第7号 別紙のとおり
 様式第8号 (略)

	(3) <u>審判請求費用及び報酬を負担することにより生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となる者</u>	
	上記以外の者	(略)
親族	(略)	(略)
	(略)	(略)

様式第1号 別紙のとおり
 様式第2号 別紙のとおり
 様式第3号 (略)
 様式第4号 別紙のとおり
 様式第5号 別紙のとおり
 様式第6号 (以下略)
 様式第7号 別紙のとおり
 様式第8号 (略)

令和 3 年度つくば市成年後見制度推進事業実施状況報告書

(つくば市社会福祉協議会受託事業)

(報告対象期間／令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日まで)

1 受託業務概要

老人福祉法第 32 条の 2、介護保険法第 115 条の 45 の 3、障害者総合支援法第 77 条、知的障害者福祉法第 28 条の 2、精神保健福祉法第 51 条の 11 の 3 及び成年後見制度利用促進法第 5 条に基づき、成年後見制度の推進を図る。

2 実施体制

(1) 組 織

つくば成年後見センターを設置し、本事業及び日常生活自立支援事業を実施することで包括的に権利擁護を支援した。

(2) 体 制

ア 所 長 1 名 (常勤兼務、社会福祉士)

イ 専門員 2 名 (常勤専任、社会福祉士)

※内、1 名は臨時職員

3 総 評

つくば成年後見センターが権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの中核機関として位置付けられたことに伴い、委託業務が「中核機関」「法人後見」に大きく整理された。

(1) 中核機関業務

保健・医療・福祉・司法による地域権利擁護の枠組みである地域連携ネットワーク (運営委員会及び利用支援会議) を運営する中心である中核機関として、「広報 (普及啓発) 業務」を実施した。また、「相談 (利用支援) 業務」では相談件数が 626 件 (前年度同期比 344 件増) と大きく伸びた。更に、「受任者調整支援業務」では、つくば市成年後見制度利用支援会議を立ち上げ、成年後見申立事案に対する候補者の推薦を実施するとともに、相談支援チームによる検討段階からに専門職委員 (弁護士) に加わっていただき、専門的なアドバイスをいただきながら効率的なケース検討会議を実施した。

(2) 法人後見業務

本会が成年被後見人等として活動するもので、新たに 2 件 (合計 8 件) を受任し、身上保護を中心とした後見活動を行った。市民後見人養成講座修了生のうち、希望者が法人後見支援員として、身上保護のうち「見守り活動」に従事した。

(3) その他、成年後見制度利用促進に関すること

本事業の円滑な実施のため、業務調整の場として「つくば市成年後見制度利用促進定例会」を市と共同開催したほか、市の出前講座等で説明した。

4 業務報告

(1) 中核機関業務

ア 成年後見制度の広報(普及啓発)業務

(ア) 研修会等の主催

a 成年後見制度市民研修会

成年後見制度の利用促進を図るための基礎研修

日時・会場／令和3年7月21日(水) 13:30～15:15 (つくば市役所)

参加者／9名

内 容／(基調講演) 成年後見制度の解説と活用方法

吉岡 隆久氏(弁護士、つくば紫峰法律事務所)

(業務説明) 任意後見契約とあんしん生活支援サービスの導入事例

つくば成年後見センター職員

※Youtube(つくば市シティプロモーション公式)にて公開(66回再生、9/30(木))

b 成年後見制度テーマ別講座「終活と成年後見制度」

終活に関連したテーマを設定し、それぞれの専門家に講義いただいた。

日時・会場／令和3年12月2日(木)、13日(月)、15日(水)、16日(木)、24日(金)

※各2時間(つくば市役所)

参加者／36名

内 容／①「終活～自分らしい生き方のために～」井坂淳子氏(相続診断士)

②「今どきの葬儀事情」吉岡隆久氏(弁護士)・沼田鉄雄氏(葬祭業)

③「遺言について学ぶ」小川直弘氏(司法書士)

④「信託の基礎を学ぶ」澤邊宏氏(司法書士)

⑤「任意後見契約と任意契約について」漆川雄一郎(弁護士)

※Youtube(つくば市社会福祉協議会公式)にて公開中(327回再生、2/21(月)現在)

c 成年後見制度入門講座

成年後見制度利用の入口案内として、ビデオ上映を交えて概要を説明した。

日時・会場／令和4年1月17日(月)、21日(金)(つくば市役所)

参加者／33名

内 容／①成年後見制度概要説明とビデオ上映

②あんしん生活支援サービスについて

③参加者意見交換と質疑応答

(イ) パンフレット、ポスター等の作成・配布

相談（利用支援）業務のほか、各種研修会及び会議等への参加時に参加者へ配布した。

a 活用ハンドブックの更新（令和3年4月、第3版）

※つくば市社会福祉協議会ホームページでダウンロード可能

b 配布用印刷物作成

- ・つくば成年後見センター（チラシ）、あんしん生活支援サービス（チラシ）

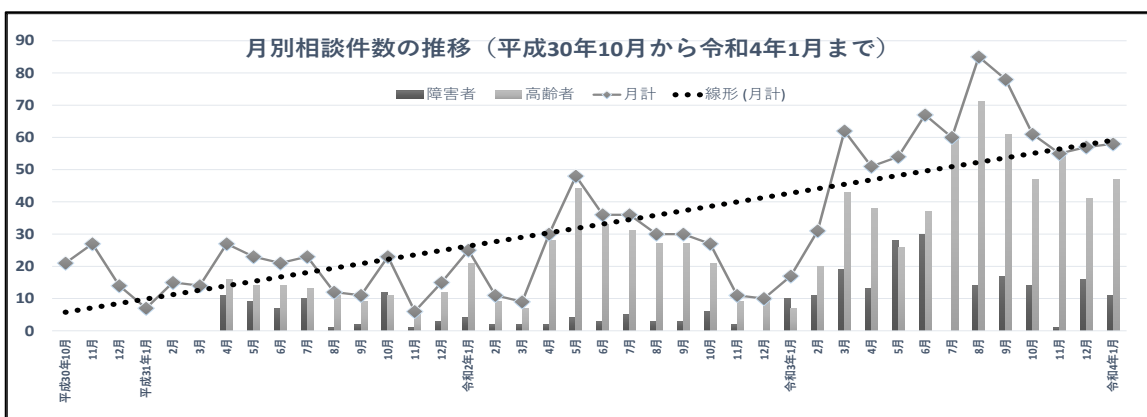
c 機関発行物の配布

- ・成年後見制度を利用される方のために（裁判所）
- ・成年後見制度－利用をお考えのあなたへ（裁判所）
- ・後見制度において利用する信託の概要～ご本人の財産の適切な管理・利用のための後見制度支援信託のご説明～（裁判所）
- ・相続に関するルールが大きく変わります（法務省）
- ・日常生活自立支援事業について（茨城県社会福祉協議会）

イ 成年後見制度の相談（利用支援）業務

(ア) 累積相談件数（単位／件、令和2年度同期 282 件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	年度計
男性	33	28	30	30	37	40	30	19	31	23	301
女性	17	26	37	26	48	38	31	36	25	35	319
不明	1	0	0	4	0	0	0	0	1	0	6
内 障 訳 高	13	2	6	0	14	17	14	1	16	11	94
	38	52	61	60	71	61	47	54	41	47	532
合計	51	54	67	60	85	78	61	55	57	58	626



(イ) 対象者年齢層（単位／件）

年齢層	～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	65歳代	70歳代	75歳～	不明	計	
延件数	5	13	1	7	39	3	94	134	313	17	626	
内訳	障	5	13	1	7	39	3	14	7	1	4	94
	高	0	0	0	0	0	0	80	127	312	13	532

(ウ) 相談形態（単位／件）

	電話	来所	訪問	その他	計	
延件数	470	65	60	31	626	
内訳	障	70	17	3	4	94
	高	400	48	57	27	532

(エ) 相談者属性（単位／件）

	本人	家族	知人友人	民生委員	関係機関	後見人	その他	計	
延件数	114	149	0	2	315	10	36	626	
内訳	障	3	46	0	0	42	1	2	94
	高	111	103	0	2	273	9	34	532

(オ) 相談内容（単位／件）

	法定後見		任意後見		他制度 相談	法人後見		後見受任後 調整	計	
	相談	利用支援	相談	利用支援		相談	利用支援			
延件数	359		199		7	40		21	626	
種類	222	137	51	148		2	38			
内訳	障	53	32	6	0	1	0	0	2	94
	高	169	105	45	148	6	2	38	19	532

(カ) 対応（単位／件）

	相談	情報提供	家庭訪問	申立支援	家裁同行	取次斡旋	ケース検討	その他	計	
延件数	255	41	15	259	0	3	37	16	626	
内訳	障	60	4	0	9	0	0	20	1	94
	高	195	37	15	250	0	3	17	15	532

ウ 成年後見人等の受任者調整支援業務

(ア) つくば市成年後見制度利用支援会議

成年後見人等候補者を家庭裁判所に推薦する等の制度利用支援活動を行う会議体をつくば市社会福祉協議会内に設置した。

a 委員8名

弁護士、司法書士、医師、学識経験者、行政職員、社協職員で構成

(委員名簿)

(令和3年6月17日～令和5年3月31日、推薦書受付順)

No.	氏名	職種	所属
1	上田 和寿	社会福祉士	茨城県社会福祉士会推薦
2	佐藤 裕光	司法書士	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート茨城支部推薦
3	漆川 雄一郎	弁護士	茨城県弁護士会推薦
4	椎名 清和	学識経験者(社会福祉士)	つくば国際大学
5	萩原 直木	医師	つくば市医師会推薦
6	根本 祥代	行政職員	つくば市福祉部障害福祉課長
7	会田 延男	行政職員	つくば市福祉部地域包括支援課長
8	稲葉 光正	社協職員	つくば市社会福祉協議会事務局長

b 会議

(敬称略)

【第1回会議】

日時・会場／令和3年6月17日(木) (つくば市役所)

内容／①正副委員長選出 (委員長/椎名清和氏、副委員長/萩原直木氏)

②親族申立て2件に対する成年後見人等候補者について

【第2回会議】

日時・会場／令和3年10月6日(水) (オンライン開催)

内容／①市長申立て1件に対する成年後見人等候補者について

②親族申立て2件に対する成年後見人等候補者について

エ 市民後見人養成及び支援業務

市民後見人養成講座修了者の活動の場として、つくば市社会福祉協議会が実施する法人後見業務の身上保護業務 (特に「見守り」に特化した活動) に希望者が従事した。

(ア) 法人後見支援員としての活動

活動者4名、延べ15回活動 (1月末日現在)

(イ) 市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修 (予定)

日時・会場／令和4年3月4日(金) (会場集合及びオンラインによるハイブリッド式)

内容／「ケース記録とは」竹之内 章代氏 (茨城県社会福祉士会会長)

「日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行事例」つくば成年後見センター職員

オ 後見人支援業務

(令和4年度から実施予定)

カ 地域連携ネットワークの構築業務

(ア) つくば市成年後見制度推進事業運営委員会の共同開催

つくば成年後見センターについて説明・報告した。

【第1回会議】

日時・会場／令和3年6月17日(木) (つくば市役所)

内容／令和3年度つくば市成年後見制度推進事業の枠組みについて

(つくば成年後見センター事業計画、つくば市成年後見制度利用支援会議)

(2) 法人後見業務

つくば市社会福祉協議会が成年後見人等に就任し、身上保護を中心とした活動を実施した。専門職による会議体である「法人後見受任審査会」設置し、受任の適否や後見等の活動について助言をいただいた。

ア 法人後見受任業務

(ア) 法人後見受任審査会

a 委員6名／弁護士、司法書士、医師、学識経験者、行政職員で構成

(任期／令和2年4月1日から令和4年3月31日まで)

No.	氏名	職種	所属
1	萩原 直木	医師	とよさと病院
2	山田 昌典	弁護士	つくば法律事務所
3	椎名 清和	学識経験者(社会福祉士)	つくば国際大学
4	佐藤 裕光	司法書士	佐藤 裕光司法書士事務所
5	根本 祥代	行政職員	つくば市福祉部障害福祉課長
6	会田 延男	行政職員	つくば市福祉部地域包括支援課長

(敬称略、順不同)

b 会議

【第1回会議】

日時・会場／令和3年6月17日(木) (つくば市役所)

内容／①報告 (法人後見受任状況、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に関する同意)
②協議 (任意後見契約について3件)

【第2回会議】

日時・会場／令和3年7月28日(水) (オンライン開催)

内容／①協議 (市長申立て事案について (後見類型))

【第3回会議】

日時・会場／令和3年11月8日(月) (書面による会議開催に代えた)

内容／①協議 (利用支援会議で成年後見人等候補者の調整がつかなかった事案について1件)

(イ) 成年被後見人等受任状況 (令和4年2月1日現在)

a 後見類型 (開始原因別、単位/件)

	後見	保佐	補助	計
認知症	5	1	0	6
知的障害	2	0	0	2
精神障害	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
合計	7	1	0	8

b 類型別活動状況 (単位/件)

	訪問・面談	連絡調整	諸手続き	計
後見	57	349	13	419
保佐	18	117	8	143
補助	0	0	0	0
合計	75	466	21	562

(主な活動例)

- ・新型コロナウイルスワクチン接種について、保護者同意に対応
- ・施設入所契約の実施

- ・施設等への訪問と面談（被後見人等ごとに月1回以上実施）
- ・賃貸住宅の解約
- ・財産処分（自家用車廃車）
- ・被後見人等の世帯の生活相談支援

イ 後見監督人受任業務（未受任）

(3) その他、成年後見制度利用促進に関すること

ア 会議・研修会等への参加

(ア) 第152回市町村職員を対象とするセミナー（参加、主催／茨城県）

日時・会場／令和3年5月28日（金）（オンライン）

内 容／テーマ「成年後見制度利用促進における体制整備の実践～中核機関の整備パターンと具体的実践報告を通じて～」

①行政説明（厚生労働省）

- ・成年後見制度利用促進基本計画と見直しの検討状況について
- ・市町村に求められる役割について
- ・市町村の体制整備に向けた厚生労働省の取り組みについて
- ・重層的支援体制整備事業との連携について

②実践報告（中核機関職員）

- ・大都市での体制整備の実践について

(イ) 成年後見制度研修会（参加、主催／茨城県社会福祉協議会）

日時・会場／令和3年5月31日（金）（オンライン）

内 容／①行政説明「成年後見制度利用促進法と基本計画について」
厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室

②行政説明「茨城県の現状と市町村計画策定について」

照沼貴弘氏（茨城県保健福祉部健康・地域ケア推進課）

③講義「権利擁護支援の理解と成年後見制度の基礎知識」

千葉真理子氏（弁護士、ふれあい通り法律事務所）

(ウ) 在宅介護支援センターと地域包括支援センターの定例会（説明）

日時・会場／令和3年8月18日（水）（オンライン）

内 容／①成年後見制度利用促進基本計画における中核機関の役割について

②権利擁護相談事例の共有と連携のお願い

③成年後見制度と日常生活自立支援事業について

(エ) 令和3年度日本司法支援センター茨城地方協議会（参加、主催／法テラス茨城）

日時・会場／令和3年11月12日（金）（オンライン）

内 容／①事業説明「法テラスについて」

②分科会「成年後見制度～申立て・概要について」

(オ) 家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会（参加、主催/水戸家庭裁判所）

日時・会場／令和3年11月15日(月)（オンライン）

内 容／①報告・説明

- ・ 県内の利用促進に係る取組状況及び基本計画に関する報告
- ・ 家庭裁判所と関係機関の連携について
- ・ 今後の後見制度利用促進に対する社会福祉士会の関与の在り方について
- ・ 中核機関の設置及び今後の機能充実に向けた取組について

②協議

- ・ （中核機関未設置）市町村の設置に向けた取組について
- ・ （中核期間設置済み）市町村の機能充実に向けた取組について

(カ) 児童発達支援利用児の保護者会（説明）

日時・会場／令和3年11月30日(火)（福祉支援センターさくら）

内 容／①成年後見制度利用促進基本計画における中核機関の役割について

②成年後見制度の概要について

③相談事例のご紹介について

(キ) つくば市出前講座（荃崎地区民生委員連絡協議会、説明）

日時・会場／令和3年12月3日(金)（荃崎保健センター）

内 容／①つくば成年後見センターの概要について

②成年後見制度の概要について

(ク) 令和3年度支援者向け成年後見制度及び日常生活自立支援事業の研修会（参加）

日時・会場／令和3年12月21日(火)（つくば市役所、オンライン）

内 容／①つくば成年後見センターの概要について

②相談事例のご紹介について

(ケ) 令和3年度法人後見実施団体連絡会（参加、主催/茨城県社会福祉協議会）

日時・会場／令和3年12月22日(水)（つくば市役所、オンライン）

内 容／①行政説明「茨城県内の利用促進に係る取組みについて

照沼貴弘氏（茨城県保健福祉部健康・地域ケア推進課）

②協議（課題ごとに実施社協から状況説明）

- ・ 市民後見人活用の課題について
- ・ 親族との関わりについて
- ・ 受任調整会議について
- ・ 中核機関と法人後見業務担当の住み分けについて
- ・ 親族後見人のフォローアップについて
- ・ 後見支援員の報酬について

イ その他

(ア) 令和3年度つくば市成年後見制度利用促進定例会（共催）

つくば市とつくば市社協の連絡調整を密にし、つくば市成年後見制度推進事業を円滑に実施するため、月1回の情報交換会を開催している。

日時・会場／月1回（つくば市役所、オンライン）

内 容／①中核機関における相談利用支援業務フローについて

②つくば成年後見センターの月次実績報告について

③つくば市成年後見制度推進事業運営委員会について

④つくば市社会福祉協議会法人後見受任審査会について

⑤コロナ禍における被後見人等との面談や講座等の実施方法等について

⑥生活保護受給者等の成年後見制度利用について

⑦今後の市民後見人養成と活躍の在り方について（継続検討）

⑧将来的な実施体制の在り方について（継続検討）

5 まとめ

(1) 成 果

ア つくば成年後見センターは地域権利擁護ネットワークの中核機関として位置付けられた。従来の相談業務に加え、申し立て人の支援として、成年後見人等の受任者調整支援業務が新たに加わった。医師、弁護士、司法書士、社会福祉士等の成年後見制度専門職の協力により、令和3年6月につくば市成年後見制度利用支援会議を設置し、受任者調整を実施した。

イ 任意後見契約に対応するため、任意代理契約（あんしん生活支援サービス）を含めた任意後見契約を初めて締結した。権利擁護に関する市民の将来不安に対応する取り組みが始まった。

(2) 評 価

ア 啓発業務は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、集合研修の開催が難しい状況となったが、インターネットを利用したオンデマンド配信等の工夫により、会場聴講者の他に相当数の閲覧申込者があるなど、効果があった。

イ 相談利用支援業務は、前年度実績を上回る相談支援件数となった。市民や関係機関からの役割期待が大きいことが伺える。

ウ 法人後見業務は、親族申立ての相談利用支援から成年後見人等に就任、審判後の報告等や活動の蓄積と定期報告等、一連の事務的な流れを経験した。この経験により、相談者に対して具体的なアドバイスが可能になった。

エ 成年後見制度利用促進基本計画に関する業務は、委託地域包括支援センターと連携し、支援機関のチーム化など、中核機関業務の円滑な運営を行った。

(3) 課 題

- ア 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、啓発手段の制限や法人後見業務での本人面会制限等の影響が大きい。
- イ 支援員は、権利擁護業務の最前線での対人援助活動となる。マッチングの徹底と、フォローアップに努める必要がある。
- ウ 中核機関化による「相談支援件数」の増加と、「法人後見受任件数」の増加傾向はより顕著になると思われる。効果的で効率的な実施体制の在り方を、つくば市とつくば市社協は継続して検討する必要がある。
- エ 地域連携ネットワークの構築に向けて、支援者としての保健・医療・福祉関係者はもとより、当事者団体等の各機関に対して、成年後見制度利用促進のための研修会や制度説明の機会導入を検討する必要がある。

令和4年度つくば市成年後見制度推進事業計画（市）

- 1 成年後見制度利用促進に向けた体制整備
 - (1) つくば市成年後見推進事業運営委員会の開催
 - (2) つくば市成年後見制度利用促進定例会の開催
 - (3) つくば成年後見センターと関係機関との意見交換会の開催
 - (4) つくば市成年後見制度利用支援会議の開催協力

- 2 つくば市成年後見制度推進事業の委託（委託先：つくば市社会福祉協議会）
 - (1) 中核機関業務
 - (ア) 成年後見制度の広報(普及啓発)業務
 - (イ) 成年後見制度の相談(利用支援)業務
 - (ウ) 成年後見人等の受任者調整支援業務
 - (エ) 市民後見人養成及び支援業務
 - (オ) 後見人支援業務
 - (カ) 地域連携ネットワークの構築業務
 - (2) 法人後見業務
 - (ア) 法人後見受任業務
 - (イ) 後見監督人受任業務
 - (3) その他、成年後見制度利用促進に関すること

- 3 成年後見制度等の総合相談業務
 - ・つくば市および地域包括支援センター及び障害者相談支援事業所の相談支援
 - ・つくば成年後見センターとの連携強化

- 4 市長申立の手続きの実施
 - (親族がない場合や親族による申立てが見込みまれない場合)

- 5 つくば市成年後見制度利用支援事業の実施

- 6 成年後見制度等の普及啓発
 - (1) 出前講座、施設や職能団体への研修の実施
 - (2) パンフレット等を活用した周知啓発

令和4年度つくば市成年後見制度推進事業 事業計画（案）
（つくば市社会福祉協議会受託事業）

1 目的

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障があるものを、地域社会全体で支え合う共生社会の実現を目指す。

また、成年後見制度の利用促進のため、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築とその中核的な役割を果たすとともに、成年後見制度における後見等の業務を適正に行える法人として体制を整備する。

2 実施体制

(1) 専門委員会設置

法人後見受任審査会（任期2年、7名以内）

司法関係者、医療関係者、学識経験者、行政職員

(2) 事務局体制

所長 1名（常勤兼務、社会福祉士）

専門員 2名（常勤専任、社会福祉士）

※専門員のうち、1名は臨時職員

3 実施業務

(1) 中核機関業務

ア 成年後見制度の広報（普及啓発）業務

(ア) 研修会や会議等での制度説明、チラシ配布、ホームページ掲載

(イ) テーマ別講座開催

(ウ) 入門講座の開催

イ 成年後見制度の相談（利用支援）業務

窓口相談支援、出張相談支援

※本部窓口／平日8時30分から17時15分まで

※出張相談（要予約）

ウ 成年後見人等の受任者調整支援業務

(ア) つくば市成年後見制度利用支援会議の運営

(イ) ケース支援方針検討会議（実務者レベル、必要時に専門職同席）

エ 市民後見人養成及び支援業務

フォローアップ研修実施

オ 後見人支援業務

「ウ 受任者調整支援業務」と連動した後見チーム体制の構築支援

カ 地域連携ネットワークの構築業務

(ア) つくば市成年後見制度推進事業運営委員会の開催協力（年2回）

(イ) 関係機関や民間ネットワーク等による事例検討会への参加

(2) 法人後見業務

ア 法人後見受任業務

イ 法人後見監督人受任業務

ウ 法人後見受任審査会

※つくば市社会福祉協議会が成年後見人等候補者となることの事案について専門的見地から審査する。

参考資料 つくば成年後見センターにおけるその他の事業

1 日常生活自立支援事業（茨城県社協委託／2,466千円、第2種社会福祉事業）
認知症高齢者や知的障害・精神障害等で、判断能力が不十分な方を対象に、専門員や生活支援員により、利用者が自立した地域生活を送れるよう支援する。

(1) 実施業務

- ア 福祉サービス利用援助（基本サービス）
- イ 日常的金銭管理サービス（付随サービス）
- ウ 書類等の預かりサービス（付随サービス、銀行貸金庫保管）

(2) 利用対象者

- ア 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な者
- イ 日常生活を営む上で必要となる事項につき、自己の判断で適切に行うことが困難であると認められる者
- ウ 支援計画に定める援助にかかる契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者

※利用者数 30名（令和4年1月末現在）
（内訳）認知症高齢者 17名、知的障害者 4名、精神障害者 9名
（※生活保護受給者 9名）

(3) 利用料

- ア 福祉サービス利用手続きの援助・金銭管理サービス
1時間 1,100円（以降30分ごとに550円加算）
- イ 通帳や証書などを預かる書類等預かりサービス
月額 500円（貸金庫使用料含む）

(4) 実施体制

- a 専門員／6名（常勤兼務5名、非常勤専従1名）
 - b 支援員／21名（非常勤、月1回3時間程度の活動）
- ※abは令和4年1月末現在
※つくば市社会福祉協議会で雇用し、茨城県社会福祉協議会に登録する。

(5) 設置委員会

茨城県社会福祉協議会契約締結審査会

※委員／法律専門家、医療専門家、福祉専門家、その他学識経験者

2 あんしん生活支援サービス事業（つくば市社協事業／276千円）

認知症等のため判断能力が低下して生活に支障が生じた場合に備え、定期訪問や個別サービスを行う「見守り契約、財産管理契約」、亡くなった後のご本人の希望を実現する「死後事務委任契約」について、判断能力が低下した時に支援する「任意後見契約」をパッケージで提供する。

(1) 実施サービス

任意後見制度へ円滑に移行するために、次の委任契約サービスを実施する。

ア 見守り契約(任意後見契約と併用)

イ 財産管理契約

ウ 死後事務委任契約

※公正証書遺言作成支援含む(遺言執行者就任あり)

(2) 利用対象者

つくば市民で判断能力のある、ひとり暮らしの高齢者もしくは高齢者夫婦世帯、または障害のある方で次に該当する方

ア 紛争性がないこと

イ 身上監護と日常的な金銭管理が中心であること

ウ 他に信頼できる支援者がいない方

【 ※利用者数 1 名 (令和 4 年 1 月末現在) 】

(3) 利用料

ア 契約手続き支援料

30,000 円(初回のみ徴収、公正証書作成に至る訪問支援含む)

イ 基本料金(見守り活動、財産管理活動)

月額 3,000 円(貸金庫使用料含む)

ウ 個別サービス利用料

1 時間 1,500 円(以降 30 分ごとに 750 円加算)

(4) 実施体制

専門員 / 3 名(常勤兼務)

(5) その他

ア 個別サービスとは、財産管理契約に基づいた、金融機関等での預貯金の出し入れ等の直接支援をいう。

イ 任意後見公正証書作成料、公正証書遺言作成料に係る実費は自己負担

ウ 任意後見人及び任意後見監督人の月額報酬は自己負担